

令和 7 年 3 月 13 日

◎三石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎三石委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《人事委員会事務局》

◎三石委員長 人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎笹岡人事委員会事務局長 令和 7 年度の当初予算について説明します。資料の 2 ページを御覧ください。人事委員会予算総括表です。令和 7 年度の予算総額は 1 億 3,566 万 4,000 円で、前年度に比べ 1,420 万円、11.7% の増となっております。予算額の増の主な要因は、給与改定による事務局職員の人件費の増のほか、県職員採用のための P R 動画を新たに制作する委託料等の増によるものです。

次に、3 ページを御覧ください。歳入予算ですけれども、本年度の人事委員会事務局収入の 175 万 9,000 円は、市町村などから受託しております公平委員会の事務の処理に要する経費を受け入れているものです。

次に、4 ページをお願いします。歳出予算ですけれども、一番右端の説明欄の項目に沿って御説明します。

1 人事委員会運営費は、3 人の人事委員の報酬のほか、人事委員会の全国組織と四国の組織に対する負担金や、これらの会議に出席するための旅費です。

2 人件費は、事務局職員 13 人に対する給与や手当の額です。

3 人事委員会事務局運営費は、職員の採用試験の実施や給与などの勧告・報告、このための民間給与実態調査の実施、職員による勤務条件の措置要求や不利益処分に対する審査請求に関する事務などを行うための経費です。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが職員の採用試験に関するものです。まず適性検査判定委託料は、職員採用試験において受験者の適性を判定するための検査に要する費用です。

次の試験問題作成等委託料は、定例の大卒程度や高卒程度採用試験とは別に実施する、社会人経験者採用試験、障害者の方を対象とします選考試験などの試験問題につきまして、その作成や採点に係る委託料です。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方の受験のために、募集要項のことですけれども点字版の採用試験案内や試験問題等を作成するための経費です。

次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理するため、受験者の解答をデータ処理するための経費です。

次のボイラー等検査委託料は、試験研究機関等で新たにボイラーやクレーンを新設する際に、当人事委員会におきまして労働安全衛生関連法令の規定による検査を行う必要がございます。その検査を専門機関に委託するための経費です。

5 ページをお願いします。広報委託料は、採用に関する情報を掲載したパンフレットの作成やPR動画の制作、ウェブ広告による情報発信など、採用試験における受験者確保のための広報活動に使用する経費です。

次の人事試験研究センター負担金は、定例で行う大学卒業程度試験や高校卒業程度試験など、高知県をはじめ全国の自治体に全国統一実施の試験問題を提供しております公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金です。

事務費の主な内容は、インターネットによる採用試験等申込システムの使用料、会場借り上げ費、広告費、採用試験などに要する職員旅費、印刷製本費などです。

続きまして 6 ページは参考資料になります。参考に令和 7 年度、来年度の職員の採用試験について主な変更点など、概要を御説明します。

職員の採用試験につきましては、大きく表にありますように、一、二行目の青のところ大学卒業程度試験、三、四行目の黄色になりますけれども社会人経験者採用試験、次の行のオレンジのところ短大卒業程度試験、次の行の赤ですけれども高校卒業程度の各試験、一番最後の行の障害者の方を対象とした試験となっております。このうち 1 行目の大学卒業程度試験（チャレンジ型）につきましては、より多く県の受験者を確保するため、民間企業の志望者でもチャレンジしやすいように、民間の採用試験でも広く活用されております基礎能力試験、SPI3 を導入した試験でして、民間の採用活動の時期も踏まえ、右の欄の試験日にもありますとおり、今年度に引き続きまして、すぐ下の行の通常の大卒試験よりも 2 か月前倒して 4 月から実施することとしております。

次の行の社会人経験者採用試験につきましては、左から 3 番目の受験要件の欄の②にあるとおり、大学卒業、高校卒業などの就学区分に応じまして、一定の民間企業等での職務経験年数を受験資格とするものです。

次の行の（UIJ ターン枠）については、受験要件の欄の②のとおり、県外に本社を置く民間企業等での一定の職務経験などを要件とするものです。

左側 2 番目の試験区分の欄のところですが、来年度、より多く県外の職務経験を有する方を採用できるよう、アンダーラインのところ、新たに行政と農業の 2 つの試験区分を設けます。

なお、表の上の枠組みの欄の主な変更点の 3 番目にあるとおり、就職氷河期世代等を対象とした採用試験につきましては、来年度、国家公務員の対応と同様に、社会人経験者採用試験に統合し、その中で就職氷河期世代の方の採用に引き続き取り組んでいきます。

元の表に戻りまして、下から 2 番目の行の高校卒業程度試験につきましては、左から 2

番目の欄のアンダーラインにあるとおり、新たに農業と機械の試験区分を設け、この分野での人材確保に努めます。

なお、採用予定人員・募集人員につきましては、現在募集しているチャレンジ型のほかは、今後、知事部局などの各任命権者と協議を行いまして決定する予定です。

7 ページを御覧ください。債務負担行為について御説明いたします。採用試験等申込システムの使用料です。期間は令和7年度及び令和8年度の2年間で、支出予定額は342万1,000円を限度としております。

9 ページをお願いします。最後に、令和6年度の補正予算について御説明します。右端の欄のところ、人事委員会事務局運営費のうち不用となることが見込まれる849万8,000円を減額補正しようとするものです。減額の主な理由は、採用試験の受験者数が予算上の想定を下回ったこと。点字試験による受験を希望する方がいなかったため、点字での問題作成が不要となったこと。国や他の自治体が実施する会議や、大学等での就職説明会がオンラインでの開催に見直されたものがございまして、出張旅費の節減が図られたことなどにより委託料や旅費を減額するものです。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 参考資料で、前年度から主な変更点で社会人経験者採用試験（U I J ターン）で行政と農業が新設されたと。農業とか技術系のところは確保が厳しいと理解はできるんですけど、行政で新たに59歳までの職員を募集することとした狙いがあったら教えてください。

◎笹岡人事委員会事務局長 確認ですけど、定年が引上げになってるのだけれども59歳までにしている理由ですか。

◎細木委員 59歳って本当にぎりぎりじゃないですか。定年が延長になっていくので、働ける年限は長くなってるけれどもという意味です。

◎笹岡人事委員会事務局長 できるだけ少しでも働いていただいて、より多くの受験者の方を確保して採用する機会を確保し、少しでもその経験を、1年でも2年でも生かしていただくということで、これも任命権者と協議した上で当時の定年までは働いて、少なくとも1年間は働けるように設定したものです。

◎細木委員 最近、公務員への志向が少なくなった、若年者の離職もそんなに多くはないという報告だったんですけど、若干ある点で、行政職で社会人枠を広げたのかななどの思いもあって質問をさせていただきました。補正予算で点字の試験の受験者がなかったんですけど、障害者の雇用を確立する上でもできるだけそういう受験をしていただきたいんですけど、合理的配慮の面では拡大文字での試験もやられているんですか。

◎笹岡人事委員会事務局長 まず、前提で採用試験に当たってどのような配慮が必要なの

かは、それぞれの受験者からいろいろな項目に応じて希望を出していただきまして、先ほど御質問のあった拡大文字、パソコンとかを持ち込んでやりたいのであれば、それに応じた会場設定とか、そういう配慮をする形で受験を実施しております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《会計管理局》

◎三石委員長 次に、会計管理局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村会計管理者兼会計管理局长 今回、提出しております会計管理局所管の議案は、令和7年度高知県一般会計予算など予算関係議案10件となっております。

初めに、令和7年度当初予算について御説明をさせていただきます。資料2ページをお願いします。

まず、一般会計について会計管理局予算総括表の令和7年度の欄を御覧ください。会計管理課の当初予算額は7億330万3,000円で、対前年度比77%の増。総務事務センターにつきましては4億6,749万1,000円で、対前年度比3.3%の増となっております。会計管理局全体では11億7,079万4,000円、対前年度比37.8%の増となっております。引き続き、適正な会計事務の執行と効率的な総務事務の推進に取り組むとともに、会計事務のデジタル化を進めてまいります。

次に3ページをお願いします。特別会計の歳入予算総括表です。会計管理局では、表の一番上の収入証紙等管理から5番目の会計事務集中管理まで、5つの特別会計を設けております。それぞれの特別会計につきましては、後ほど各課長から御説明をさせていただきますが、会計管理課では収入証紙の管理を、そして総務事務センターでは職員給与の支給、旅費、用品調達の集中処理などを行っております。

令和7年度の当初予算の説明は以上となります。

続きまして、令和6年度の補正予算について御説明をさせていただきます。資料4ページです。総務事務センターの一般会計で、総務事務集中化システム運用保守委託料などの減により、242万7,000円を減額するものです。

続きまして、5ページをお願いします。総務事務センター所管の3つの特別会計で、それぞれ所要見込額の減により減額補正をお願いするものです。

まず、旅費集中管理特別会計につきましては、7,900万4,000円を減額するものです。

続きまして、6ページをお願いします。用品等調達特別会計につきましては、3億4,500万円を減額するものです。

最後に、7ページをお願いします。会計事務集中管理特別会計につきましては、6億2,000

万円を減額するものです。

令和6年度補正予算の説明につきましては以上です。

当初予算、補正予算の詳細につきましては、各課長から御説明いたしますのでよろしくお願い致します。

以上です。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈会計管理課〉

◎三石委員長 まず、会計管理課の説明を求めます。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 最初に御報告がございます。当初提出しておりました当課の説明資料の8ページの詳細説明資料の一部に誤りがございました。大変申し訳ございません。該当部分を修正した上で改めて説明資料をアップさせていただきましたので、修正後の資料に基づき説明を申し上げたいと思います。

それでは、会計管理課の令和7年度の一般会計及び特別会計の当初予算案について御説明します。資料1ページをお願いします。

まず、一般会計の主な歳入予算につきまして御説明いたします。表の中ほどの節の区分欄の下から2行目の(4)会計管理債は、次期財務会計システムと、地方税共同機構が運用します公金収納システム、いわゆるe L T A Xを連携させるために必要となる経費に充てることができるデジタル活用推進事業債の令和7年度分を計上したものです。

資料の2ページをお願いします。主な歳出予算につきまして、右側の説明欄に沿って御説明します。

2 会計管理費のうち上から2つ目の財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うため、財務会計システムの運用保守管理等を委託するものです。

次の財務会計システム再構築等委託料は、次期財務会計システムに係る詳細設計開発業務及び約5年間の運用保守等を委託するものです。

詳細につきましては、5ページの資料で御説明します。

まず、左上の現状欄を御覧ください。現行の財務会計システムは、平成4年度に稼働を開始し、既に30年以上が経過しており、右の課題欄のとおりキャッシュレス化やペーパーレス化、人為的ミス防止機能の拡充、会計事務の効率化などに対応するため、さらなるデジタル化が求められております。そのため、その下の財務会計システムの再構築の概要の1から4の方向性を持って取り組むこととしております。

まず、1の公金納付のキャッシュレス化では、現在、金融機関の窓口でしか納付の手続きができない納入通知書などにつきまして、バーコードや地方税統一QRコード、いわゆるe L - Q Rを付与することで、コンビニやスマホで納付ができるようになります。また、支払い方法の電子化をさらに進め、電子マネーやネットバンキングなどでも支払う

ことができるようにし、県民の皆様の利便性の向上とともに、収納事務の省力化と効率化により職員の業務効率化を図ってまいります。後ほど8ページの収入証紙等管理特別会計の関連資料で詳しく御説明します。

次に、2会計処理のペーパーレス化ですが、支出負担行為決議書などの会計帳票類を電子化し、会計事務の電子決裁・電子審査を行います。これにより、会計事務においても在宅勤務などの柔軟な勤務形態に対応できるようになりますし、用紙代などのコストを削減できます。

次に、3人為的ミス防止機能の拡充などについてですが、まずは右側の業務フローのイメージを御覧ください。施行何から支払いまでの会計事務の流れを、現行とシステム再構築後で比較したものです。現行では、文書情報システム、財務会計システム、エクセルやワードなど、それぞれが互換性なくおのおので会計処理に係る書類や様式を作成していますが、再構築後はこれらの事務を財務会計システムで一気通貫で行えるようにします。

こうした会計事務の各パーツが連動することによりまして、左の方向性・取組にございますように、自動入力やエラー防止機能の拡充、業務の進捗管理の見える化を図ることができますし、支出調書や検査調書などの会計事務に係る様式をシステムによる自動入力などの支援を受けながら作成することができるようになります。

これによりまして、その右の効果・狙いにありますとおり、不適切な会計処理が減少するとともに、書類の決裁や審査業務の効率化を図ることができます。

次に、4のランニングコストの縮減ですが、著作権のある特定のプログラムや特定のベンダーに依存しないシステムを構築してまいります。これにより、多様な保守業者の参入を確保し、保守運用コストの削減につなげたいと考えております。

次に、今後のスケジュールですが、6月末までに総合評価方式一般競争入札を実施し、委託業者を選定した上で7月から2年間をかけて詳細設計及び開発を行い、令和9年7月から新システムを稼働させることとしております。

最後に、上の青いタイトル部分を御覧いただきたいと思います。これら財務会計システムの詳細設計及び開発と稼働後から令和13年度までの運用保守、ヘルプデスク業務に係る予算額と、その財源を記載しております。当初予算の3億円余りと債務負担行為12億円余りを合わせて、15億6,000万円余りを計上しております。

財務会計システム再構築等委託料関連についての説明は以上です。

2ページに戻ります。下から2つ目の事務費です。主なものとしては、会計管理局の会計年度任用職員の報酬のほか、公金収納事務の取扱手数料や公金振込手数料、県証紙の印刷などの経費がございます。

3収入証紙等管理特別会計繰出金は、一般財源で手当てする必要があります証紙売りさばき手数料について、必要な繰り出しを行うものです。

これらの計として、次のページにございますとおり 7 億330万3,000円となり、前年度と比べまして 3 億595万円余りの増となっております。この主な要因としてしましては、先ほど御説明しました財務会計システム再構築等委託料などによるものです。

次の 4 ページですが、先ほどの資料で御説明しましたので説明は省略させていただきます。

次に、7 ページをお願いします。収入証紙等管理特別会計の歳出予算です。

右端の説明欄の 1 償還金は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引換えに証紙購入代金を還付するものです。

次の 2 一般会計繰出金は、証紙によって納入された使用料、手数料について、各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対して、当該特別会計から繰り出すものです。

これらの計として、前年度から2,590万円の減となっておりますが、その要因としては、県全体の証紙による収入調定額が減少傾向にあることから、予算額につきましても減額となったものです。

最後に、当該特別会計と関連します収入証紙の廃止を含む公金納付のキャッシュレス化の推進につきまして御説明します。8 ページをお願いします。

まず、1 公金納付の現状等を御覧ください。表にありますとおり、県民の皆様が使用料や手数料を県に納付する方法は主に 4 つございます。その中でも①収入証紙から③電子申請までの 3 つの納付方法につきましては、支払い方法が現金やクレジットカードのみであること。証紙の事前購入や申請書等への貼付に手間がかかること。支払い場所が金融機関の窓口のみに限られ、時間的な制約があることなどの利便性の面で課題があります。

また、右の四角にありますように、証紙の適切な保管や消印など事務負担がかかることなどの行政コスト面での課題もあります。このため、右側の囲みのとおり、収入証紙を廃止しキャッシュレス化に対応するとともに、収納事務のデジタル化を推進してまいります。

下の 2 新たな納付方法のイメージを御覧ください。一番上の収納専用窓口ですが、これまでの収入証紙に代わり設けるものです。具体的な事務の流れとしては、それぞれの手数料や使用料にひもづいたバーコードを県のホームページから入手いただき、当該専用窓口で読み込むことで、これまでの現金のほかクレジットカードやスマホ、電子マネーといったキャッシュレス決済で納付していただけます。納付後、納付済証が発行されますので、申請書に貼付していただくというものです。収納専用窓口は真ん中の図のとおり、現時点で県内28か所を考えております。なお、今年の秋までに設置場所を最終決定し、令和 8 年度から窓口の整備に取りかかりたいと考えております。

2 つ目の納入通知書ですが、バーコードや e L - Q R コードつきにすることで、全国の金融機関やコンビニで現金納付ができるようになるほか、金融機関やコンビニに行かなくてもクレジットカードやスマホ、ネットバンキングでの納付が可能となるよう機能を拡充し

ます。この機能拡充は、来年度から財務会計システムの再構築の中で行ってまいります。

3つ目の電子申請ですが、これまでのクレジットカード決済に加え、スマホやネットバンキングでの納付も可能となるよう機能の拡充を図ってまいります。なお、今後キャッシュレス決済のブランド選定を進め、各事業者と契約締結をしていく予定です。

最後に右下の今後のスケジュールですが、証紙の廃止に伴い収入証紙条例を廃止する条例を、来年の2月議会に上程したいと考えております。その後、令和9年7月の証紙販売終了までに、県民の皆様にしっかりと周知をしてまいります。なお、証紙の利用の廃止は令和9年度末、県民の皆様や売りさばき人などのお手元に残っております証紙の還付は、令和14年6月まで行う予定です。

当初予算の説明は以上です。

なお、令和6年度補正予算につきましては、該当ありません。

会計管理課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今回財務会計システムを再構築するということで、この一番の狙いは、自分は人為的ミス、いろんな形で出てきた部分が一通貫に、一度入力したらそのデータを使いながら全て出力まで行くと。そこが一番大事なポイントで、今回いろいろ業務フローのイメージも見せてもらったら、今後のスケジュールを含めて現行でやっている、エクセルで作ったりワードで作ったりしてる部分を、今度プログラムを作っていくときに、全部集約できて、その内容が反映できる形になっていないと、途中で何かおかしいことが出てきてしまうと元の本阿弥なので、そこら辺の体制です。最初の大本のシステム構築の一手前のところで、きちんと盛り込めていける形にできているのかどうかの考え方を教えてください。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 先ほど委員もおっしゃったように、職員の業務の効率化は最も肝になるところだと考えております。そういった意味で、今回のシステムの概要の動画を含めまして説明会を1回やらせていただきまして、意見も頂いております。決裁とか審査する際も含めて、画面だけで決裁とか審査をやっていきますので、見やすさでありますとか、1回入力したものが後々の流れの中でしっかりと反映できるように、できるだけ自動化していただきたいとの要望も頂いておりますので、しっかりと対応していくようにしたいと考えております。

◎下村委員 ぜひ、一番始まりの部分で今作っているワードであったりエクセルであったり、そういったデータを一度全部集めて、漏れがないようにきっちりした体制をつくって、そこから新しいシステムでいこうというところに移行できるような体制を、ぜひ注意してお願いしたいと思います。

◎西森（美）委員 私も、財務会計システムの再構築についてです。県民の皆さんのサー

ビスを向上していくということと、省力化・効率化ということで、今、デジタル化・電子化がずっと高知県庁の中でも進んでいっているんですけど、5 ページの表にあるように、とても分かりやすくまとめていただいているので、30年以上を経過しての再構築なので、一つ象徴的かなと思うのでお聞きしたいんです。ランニングコストの縮減ということで、特定のベンダーでベンダーロックがかからないように、いろんな業者が入れるように進めていかれると思うんです。国費が入っていないので、一般財源で、県でいろんなニーズに応じてカスタマイズもしていくと思うんですけど、最初に手を挙げられた業者から、ほかの人も参入できるようにするための担保、どういう仕組みを考えられているのか教えていただけたらと思います。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 まず、庁内クラウドの中の共通基盤がございまして、その中で財務会計を含め人事・給与といった基幹システムが動いております。その共通基盤につきましては、一つの業者が保守という形で入っています。今回の財務会計システムにつきましては、共通基盤から外れた形で、独自に庁内クラウド内に構築します。そのことによって、共通基盤のくくりの中の業者じゃなくても、多様な業者が参入できるような形の仕組みで環境構築をしていくことにしております。

◎西森（美）委員 各担当課でデジタル化が進んでいて、多分、総務部が主管になるかなと思うんですけど、省力化でサービスを向上させながら、行財政改革をしていくという大きな目的があると思います。人役がどれぐらい少なくなったのか、それを全体で集約して、コストをかける分だけ目に見える行財政改革がどれぐらい進んでいっているのかを県民の皆さんにもお知らせをしていく、見える化をしていくことが大事だと思っています。会計管理課としては、目に見える化をどんな形で考えられているのか、イメージでも構いませんので教えていただけませんか。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 実際運用が始まってどういう効果があるかの検証はしっかりやっていかないといけないと思います。ただ、今どれだけの業務が短縮されるかが、実際入れてみないと分からないところもありますけれども、数値を、各業務1分短縮とか2分短縮といったような形で仮置きして、今年間で6,500万円ほどコストの削減ができると考えていますけれども、恐らくそれ以上の効果が出てくるものと考えております。検証の方法として、まだ具体的には考えておりませんが、そこはしっかりとやっていきたいと考えております。

◎西森（美）委員 省力化になって職員の方が必要ないでしょと言いたいのではなくて、職員の方でなくてはできないことに特化して、コア業務に専念していただくことが一番大事だと思うので、それをしっかり見える化した上で必要などところに必要な人員を配置していくという意味で確認させていただきました。

◎金岡委員 西森委員、下村委員と同じ話なんですけれども、入札に関わることなんです、

総合評価方式の一般競争入札と書いてますけれども、一番大事なのは一般競争入札に至るまでのシステム、フローチャートとかをどういうふうに組み立てるか。それによって一般競争入札にかけると思うんですが、そこのところを庁内の皆さん方の知恵を出し合ってということなんでしょうけれども、やはり他県の状況とか、あるいは民間まで含めて、どういうものが必要なのか、いいのかを検討してみて、それを盛り込んで入札にかけ作業をぜひやってほしいと思います。どうでしょう。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 既に、電子決裁システムを含めた財務会計システムの再構築をやっている大分県にもお伺いをし、詳細の聞き取りをしております。そういった他県の状況も含めまして、今、基本設計をやっていますけれど、どうすれば一番職員にとって効率的になるかの視点で策定をする形にしておりますので、それをもって一般競争入札に臨んでいきたいと思います。

◎金岡委員 ぜひ、しっかりと作っていただいて、30年以上耐え得るものにしてください。

◎細木委員 デジタル化はしないといけないけれど、15億円、行政サービスの効率化、住民サービスの向上という点ではお金がかかるなと思うんです。国のデジタル活用推進事業債は1,000億円計上しているんですが、どうして使えなかったのかなと思うんですけれど、これは全然使えないんですか。使えずに県単でやるんですか。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 県単でやります。こちらのデジタル活用推進事業債につきましては、庁内向けの財務会計システムとかそういったものには、基本的には充当できない立てつけとなっております。ただ、このe L T A Xという地方税共同機構のシステムを、国も積極的にやっていく中で、システムとの連携費用については起債が充てられますので、そちらに係る部分についてのみ、今回計上しています。

◎細木委員 どれぐらい充当できますか。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 今年度が710万円ですけれども、全体でいきますと2,500万円が充当できる形になっております。

◎細木委員 総額からいうと微々たるものよね。少ないですけど、国もデジタル化を推進しているので、そういうのをできるだけ使うように経費縮減に努めていただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理課を終わります。

〈総務事務センター〉

◎三石委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 初めに、一般会計及び特別会計の令和7年度当初予算案につきまして御説明します。

一般会計の令和7年度当初予算の歳入予算案につきまして、主な内容を説明いたします。

資料 1 ページになります。

上から 3 行目の 1 総務費負担金の総務事務センター費負担金は、当課が所管をしております総務事務集中化システムの運用保守、旅費事務センターの運営、新旅費システムの運用保守、総務事務の外部委託に要する経費のうち、公営企業局に係る金額を負担金として受け入れるものです。

2 ページをお願いします。歳出予算案につきまして、右側の説明欄に沿って主な内容を御説明します。

2 総務事務センター費の 1 つ目の物品管理システム運用保守等委託料は、本庁における物品等の調達や、本庁と出先機関の備品の管理などを行っております物品管理システムの運用保守や、ウェブブラウザのサポート終了への対応などの改修に要する経費です。

2 つ目の総務事務集中化システム運用保守等委託料は、会計年度任用職員の任用や離職の手続をはじめ、諸手当の認定や年末調整の実施、光熱水費などの共通経費の支払いを集中処理しております総務事務集中化システムの運用保守や、育児部分休業などの制度改正に対応するための改修に要する経費です。

次の旅費事務センター運営委託料は、職員等の出張において予定の作成からチケットの依頼、支払いまでの事務処理を行っております旅費事務センターの運営に要する経費です。現在の契約期間が本年 6 月末に終了しますので、引き続き令和 7 年 7 月から令和 10 年 6 月までの 3 年間の旅費事務を委託するため、別途、債務負担行為も計上しております。

次の新旅費システム運用保守等委託料は、現在運用しております新旅費システムの運用保守や、近距離旅行の支給制限の廃止などの制度改正に対応するための改修に要する経費です。

次の総務事務委託料は、総務事務センターが集中処理を行っております総務事務の一部を平成 29 年 10 月から外部に委託しております、その委託に要する経費です。

次に、一番下の事務費です。主なものとしては、会計年度任用職員の報酬や公用車の任意保険料、旅費に係る銀行への振込手数料、災害対応に従事する職員用の食料・飲料水などの備蓄に要する経費です。

総務事務センター費の合計は 4 億 6,749 万 1,000 円で、前年度から 1,511 万円の増額となっております。増額の要因ですが、新旅費システムの改修による約 1,700 万円、旅費に係る振込手数料約 340 万円の増額や、人件費の減額約 700 万円などによるものです。

資料 4 ページをお願いします。1 つ目の旅費事務センター運営委託料は、先ほど説明しました旅費事務センター運営委託料の翌年度以降の債務負担に係る支出予定額です。

続きまして、特別会計の歳出予算案につきまして御説明します。総務事務センターは 4 つの特別会計を所管しておるところです。

5 ページをお願いします。まず、給与等集中管理特別会計です。知事部局等の職員、県

立学校、小中学校の教員、警察官の給与等を支給するための特別会計として、各課が一般会計に計上した人件費予算を積み上げております。この後説明します3つの特別会計も同様に、各課が一般会計に計上した該当予算額を積み上げております。財源は、基本的に各課からの公金振替による諸収入です。予算額は964億5,500万円で、前年度から28億3,700万円の増額となっております。その内訳は、給料9億700万円、職員手当13億7,100万円、共済費5億5,900万円の増額です。

次に、6ページをお願いします。旅費集中管理特別会計です。この会計は、職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計です。予算額は14億7,611万4,000円で、前年度から1億524万5,000円の増額となっております。

次に、7ページをお願いします。用品等調達特別会計です。本庁各課、委員会等の事務局、公安委員会に必要な物品等の調達や、納付書や賞状など調達に時間がかかる定例様式の在庫用品の管理を集中的に行うための経費を計上しております。予算額は11億769万5,000円、前年度から2億1,461万2,000円の減額となっております。主な要因は備品購入費の減額2億2,819万3,000円によるものです。

次に、8ページをお願いします。会計事務集中管理特別会計です。会計年度任用職員の報酬手当や公共料金、コピー料金など共通経費の支払いを集中的に処理するための経費です。予算額は86億6,511万7,000円、前年度から4億3,272万1,000円の増額となっております。主な要因は会計年度任用職員の報酬等の増額約6億円と、光熱水費の減額約1億9,000万円によるものです。

当初予算の説明は以上です。

続きまして、2月補正予算案につきまして御説明します。まず、一般会計です。

9ページをお願いします。歳入予算案につきましては、総務事務集中化システムの改修に係る経費のうち、児童手当制度の拡充に対応するための改修経費に対しまして、こども家庭庁の子ども・子育て支援事業費補助金399万7,000円を受け入れるものです。

10ページをお願いします。歳出予算案です。

総務事務センター費の下1つ目の総務事務集中化システム運用保守等委託料につきましては、仕様変更による減額です。

次の事務費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当や備品購入費について不用額の減額を行うものです。

11ページをお願いします。旅費集中管理特別会計です。各所属の執行状況に合わせて、不用額の減額をお願いするものです。

12ページをお願いします。用品等調達特別会計です。消耗品や備品購入などの執行状況に合わせて、不用額の減額をお願いするものです。

最後に、13ページをお願いします。会計事務集中管理特別会計です。各所属の会計年度

任用職員の任用状況や光熱水費などの共通経費の執行状況に合わせまして、不用額の減額をお願いするものです。

総務事務センターの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 備品用品の購入などについては、経費の削減と相反するところもあると思うんですけど、県庁として地元のものをできるだけ公共調達するという方針の下で購入されているか教えてください。

◎山岡総務事務センター課長 用品等調達特別会計ですが、基本各所属からこれこれの物品を調達してほしいという依頼が参ります。ですので、物品をどのようなものにするかの判断は、各所属でやっていただく流れになっておるところです。くくりでいいますと県内産品であるか県外産品であるかではないんですけども、発注に当たりましては、県内事業者の方に優先的に発注する取組をしております、令和5年度の実績でいいますと、県内事業者の方に対する発注は100%の実績を持っております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎三石委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の懲戒処分について御報告させていただきます。

飲酒運転を行った中学校教諭及び県立高等学校会計年度任用職員、未成年女性に対して盗撮行為を行った小学校教諭、そして、生徒に対して不適切な行為を行った県立高等学校教諭に対して、それぞれ免職の懲戒処分を行いました。また、知人女性に対してわいせつな行為を行った県立高等学校教諭、生徒と一緒に喫煙をした県立高等学校教諭に対して、それぞれ停職3月の懲戒処分を行いました。教職員による不祥事が続発していることにつきましては、本県教育界の土台を揺るがす危機的状況であると大変重く受け止めております。特に今年度は、飲酒運転やわいせつ事案が多く発生しており、大変遺憾に思っているところです。教職員の不適切な行為により被害を受けられた方やその御家族、そして、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございません。

県教育委員会としては、不祥事防止対策をさらに徹底する必要があると考え、1月24日に市町村教育長と県立学校長との緊急合同会議を開催し、新たな防止策を示したところで

す。教職員一人一人が不祥事を自分事と捉え、防止に取り組むとともに、地域や保護者などの学校外の視点や意見も取り入れながら防止対策を着実に進め、公教育への県民の皆様の信頼を早期に取り戻してまいりたいと考えております。

事案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。なお、重ねて遺憾なことではございますが、先ほど申し上げました事案とは別に、現在調査を行っている事案がございます。それにつきましては、懲戒処分を行った場合には改めて御報告させていただきます。

それでは、議案の説明をいたします。教育委員会所管の議案は、令和7年度高知県一般会計予算など予算議案が4件と条例その他議案が7件です。

まず、令和7年度当初予算について御説明します。総務委員会資料、議案説明資料の2ページを御覧いただければと思います。

当初予算の総括表です。一般会計予算につきましては、総額833億2,744万1,000円で、令和6年度当初予算額と比較しますと13億3,745万円余りの減。対前年度98.4%となっております。このうち、教職員の給与や退職手当などの人件費は626億4,262万円余りで、前年度比27億5,741万円余りの減。人件費を除いた、政策的な予算額としては206億8,481万円余りで、前年度比14億1,996万円余りの増額となっております。また、高等学校等奨学金特別会計予算は、2億1,900万円余りを計上しております。

人件費を除く予算の主な増減項目につきましては、下の表を御覧ください。まず、増額の主な要因につきましては1番目にあります各市町村が行う義務教育段階の1人1台端末の更新の支援や、県立学校施設の長寿命化改修、体育館への空調設備などです。減額の主な要因は、下の段にありますように、清水高等学校の校舎等及び体育館の新築工事の完了などによるものです。

4ページを御覧ください。第3期教育大綱及び第4期高知県教育振興基本計画の4つの基本方針に沿って主な事業をまとめたものです。この資料に沿って、令和7年度当初予算の内容を御説明します。

まず、基本方針Ⅰ「高知家」の全ての子供たちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進についてです。

1つ目の個別最適・協働的な学びの一体的な充実、ICTの活用による授業等改善としては、中学校に対話型AIの学習支援アプリを実証的に導入するなど、1人1台タブレット端末を効果的に活用し、生徒の学びをサポートするとともに、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を推進してまいります。

次に、キャリア教育等の推進とグローバル社会で活躍する人材の育成としては、新たに小中学校における県内の文化や産業に関する学習活動への支援や、高校生による地域の産業・文化等を学ぶ宿泊研修等を実施してまいります。また、海外留学を通じて地域課題の

探求に取り組む高校生に対し、産官学連携による支援を行います。

1つ飛ばしまして、生徒数の減少を見据えた高等学校改革と魅力化の促進では、新たに策定する県立高等学校振興再編計画に基づく取組として、地元中学校や県外からの入学生の増加を図るため、学校と地域を結ぶ高校魅力化コーディネーターの配置を拡充してまいります。また、生徒数確保の努力目標達成に向けて策定するアクションプランの実施のために、各市町村が取り組む事業に対して支援を行います。

次に、就学前教育・保育の質の向上では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、これまでモデル地域においてカリキュラムを作成し実施してきました成果を、県内全域へ普及してまいります。また、各園のミドルリーダーに対する研修等を行い、園内研修の活性化を図ってまいります。

次に、資料右側、基本方針Ⅱ「高知家」の子供たちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進についてです。

2つ目の、いじめへの総合的な防止対策、重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進につきましては、スクールカウンセラー等の専門人材の配置に加え、校内サポートルームの設置を推進していくことで、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた支援を行ってまいります。

また、多様な教育機会を確保するため、メタバースを活用したオンラインサポートや、フリースクールへの支援を新たに行うとともに、学びの多様化学校を設置する自治体への支援も行なってまいります。

資料の左下を御覧ください。基本方針Ⅲ「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進についてです。

1つ目の共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進としては、利用者の安全性の確保や満足度向上のため、青少年センター体育館の非構造部材の耐震化や芸西天文学習館改築等の検討に取り組みます。

次に、右側にあります、基本方針Ⅳ「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備についてです。

1つ目の、学校における働き方改革と教員等の人材確保に向けた取組の一体的推進としては、教員の負担軽減を図るため、教員業務支援員の配置を拡充するとともに、業務改善について専門的知見を有する事業者が伴走支援を行うモデル校事業を実施いたします。また、教員の人材確保に向け、転職サイトへの広告掲載や本県で働く魅力を伝えるPR動画の配信を行います。

次の安全・安心で円滑な教育活動等が展開できる環境整備につきましては、昨年、高知市で起こりましたプール事故を受け、水泳授業における安全管理研修会を実施しますほか、

国費を活用した基金を原資としてG I G Aスクール構想による、小中学校に整備された1人1台端末の更新を円滑に実施してまいります。

以上が、予算案の概要についてです。

5ページから25ページは、取組の詳細となっております。

資料の26ページです。教育委員会事務局における主な組織改正・定数補正の概要について説明いたします。

第3期教育大綱、第4期基本計画に基づく施策を推進するため、体制を強化するものです。

まず、ポイント1として、今後の高等学校の在り方を踏まえた特色化・魅力化の推進に向けて、県立高等学校の振興等に係る次期計画の取組を推進し、地元市町村と連携した生徒数の確保、各学校の特色化・魅力化による全国生徒募集の拡充等を図るため、高等学校振興課に企画監及びチーフを新たに配置します。

また、ポイント2のとおり、高等学校の入試制度改革・学校経営に係る支援の充実として、高等学校の特色を生かした入試制度の見直しを行うとともに、組織的な学校経営、組織マネジメントの伴走支援を強化するため、高等学校課に専門企画員を新たに配置します。

このほか、ポイント3、4として、関係課などの職員を増員いたします。

続きまして、補正予算について説明いたします。27ページを御覧いただきたいと思います。

令和6年度2月補正予算の総括表です。一般会計補正予算につきましては、執行見込みを踏まえた減額補正のほか、1人1台端末の更新のための基金を積み立てる経費や、保育所・幼稚園等の運営費に係る国基準額が引き上げられたことによる増額などを計上したもので、総額で8億7,400万円余りの増額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者数が見込みを下回りましたことから6,100万円余りの減額となっております。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

続きまして、条例その他議案につきまして28ページを御覧いただきたいと思います。議案目録の抜粋です。教育委員会からは、第42号、第46号、次のページの第58号から第60号、第62号、第66号の計7件を提出させていただいております。第46号につきましては、総務部から説明しておりますので、第46号以外の各議案につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

次に、報告事項につきましては、冒頭に報告いたしました教職員の懲戒処分のほか、第3期教育等の振興に係る施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画の改定案について、そして、県立高等学校振興再編計画案についての2件です。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の12月議会以降の開催状況を説明します。30ページを御覧ください。高知県産業教育審議会及び高知県社会教育委員会を1月に、高知県立図書館協議会及び高知県いじめ問題調査委員会を2月にそれぞれ開催しました。

私からの総括説明は以上です。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎三石委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼教育政策課長 教育政策課は、教育委員会事務局の総括部署として事務局全体の組織、事務改善、また、職員の給与などに関することを所掌しておりますほか、特定の課のみの所管に属さない教職員の研修に関すること、また、学校におけるICT環境のシステム面での整備などを主として担当しています。また、出先機関として教育センターを置いています。

本日、当課に関するものと教育センターに関するもの、それぞれについて御説明します。

まず、令和7年度当初予算について御説明します。教育政策課の説明資料の1ページを御覧いただければと思います。議案説明書（当初予算）の抜粋です。

歳入です。資料の中ほど、節の区分に沿って主な内容を御説明します。

まず、上から3行目に（1）教育政策費負担金ですけれども、こちらは成績処理、出欠管理などの事務処理を効率化して業務負担の軽減を図る、校務支援システムに係ります運用経費などにつきましての市町村からの負担金となっています。

2ページを御覧ください。一番上に、（1）公立学校情報機器整備基金繰入はGIGAスクール構想におきまして導入しました、義務教育段階の1人1台端末の更新に係る経費を市町村などへ補助するため、国費を活用して積み立てている基金から令和7年度分に必要となる額を取り崩すものとなっています。義務教育段階での端末の更新は、令和7年度が高知県内の更新のピークとなっておりまして、20市町村、約3万3,000台の更新を見込んでいます。

歳入は以上です。

3ページを御覧ください。歳出です。右側の説明欄の項目に沿いまして主立った内容について御説明します。

まず3ページの1特別職給与費につきましては、教育長の給与費。

次の2人件費につきましては、教育委員会事務局の一般職の職員の給与費となっています。

4ページの2行目3教育振興費を御覧ください。まず、教育委員会委員報酬は、教育委員5名の報酬です。

2つ下の訴訟事務委託料につきましては、訴訟に備えて弁護士に支払う着手金について、

あらかじめ計上しているものとなっています。

3つ下の地域教育振興支援事業費補助金につきましては、教育大綱及び高知県教育振興基本計画の基本方針を踏まえまして、各市町村が自主的・主体的に推進する取組を、教育版地域アクションプランとして位置づけまして支援を行うものとなっています。

4教職員費の1つ目、職員研修負担金につきましては、本県教育振興に向けた取組の核となる教員の育成を図るために、高知大学教職大学院及び鳴門教育大学大学院に派遣します教員の入学料及び授業料につきまして、その半額を負担するものとなっています。来年度は半額負担の下、高知大学教職大学院には10名、鳴門教育大学大学院には3名の教員を新たに派遣する予定となっています。

次の5情報教育推進費についてですが、4ページから5ページにわたりまして多岐にわたる委託を行っています。いずれもこれまで整備をしてまいりました各種ネットワーク、あるいはシステムを円滑に運用するための保守管理などに必要な経費となっています。いずれも、今年度に引き続いての来年度の現年化となっています。

主だったものについてのみ御説明します。まず、4ページの下にございます県立学校校務支援システム更新等委託料、次の市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料につきましては、先ほど御紹介いたしました校務支援システムに係るものですが、全ての県立学校と市町村立学校に導入しております校務支援システムの運用保守に係る経費となっています。

5ページを御覧ください。一番上の学習支援プラットフォーム構築等委託料、本県独自の学習支援プラットフォームで「高知家まなびばこ」がございしますが、こちらの運用保守を行うものとなっています。

そのほか各種委託料でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これまで整備をいたしましたシステム・ネットワークにつきまして、その運用保守に係ります経費につきまして、今年度に引き続き現年化を図るものとなっています。

次に、委託料でないものとして、上から6行目に公立学校情報機器整備費補助金です。こちらは、また、歳入でも御説明しました義務教育段階での1人1台端末の更新のための経費を市町村へ補助するものとなっておりまして、先ほど御説明しましたように、来年度は端末更新ピークの20市町村3万3,000台程度を見込んだ額となっています。

続きまして、教育センターに係るもの6教育センター費の1教育センター管理運営費です。教育センター職員の人件費ですとか、清掃などの経費がその内容となっています。

続きまして、6ページの上から3行目2教員基本研修費ですが、初任者研修あるいは中堅教諭などの資質向上研修ですとか、2年次、3年次、7年次の教職経験者等研修、また校長・教頭などを対象といたしました管理職等研修などに係る経費となっています。

次の3教員専門研修費につきましては、特別な支援を要する児童生徒への指導力の向上

を図るための職務研修、それぞれ教科の専門性と実践的な授業力の向上を図る教科等研修、そのほか人権教育、保育に係る専門研修や講座などの実施に係る経費となっています。

次の4教育研究指導費につきましては、本県の直面する教育課題の解決に向けまして、中核となる教員育成と指導法の改善を推進するために、専門的な研究を行うとともに研修内容の質的な向上を図るものとなっています。

最後に、5教科研究センター費につきましては、教員が自主的に授業研究ですとか、教科研究活動を行う際にそれを支援するために、県内4か所に設置しております教科研究センターにおきまして、利用者への助言を行う指導アドバイザーの配置などに要する経費となっています。

以上が、教育政策課の令和7年度当初予算の内容でして、合計は40億448万6,000円と、前年度に比べて13億7,432万5,000円、52.3%の増額となっております。主な増額要因は、県内でピークを迎えます1人1台端末の更新に係る市町村向けの補助金の増が主立った要因となっています。

当初予算についての説明は以上です。

続きまして、令和6年度の補正予算について御説明します。8ページを御覧ください。議案説明書の補正予算についての抜粋です。

まず歳入につきましては、真ん中の節の区分欄の上から3つ目に（3）教育政策費補助金がありますが、こちら先ほど来出ております、1人1台端末の更新のために設置する基金の原資として、国費を追加で受け入れるものとなっています。

続いて、歳出について御説明します。11ページを御覧ください。

歳出につきましては、11ページの右端の説明欄の上から5行目に3情報教育推進費があります。

3つ目の公立学校情報機器整備費補助金につきましては、先ほど来お話しございます端末更新のための市町村への補助金となっていますが、減額となっておりますのは今年度更新を予定しておりました市町村が、一部更新を令和7年度以降に先送りをしたため、見込みを下回ったことにより減額を行うものとなっています。

また、その次の国庫支出金精算返納金ですが、令和2年度に国庫補助を受けまして整備をした県立学校のネットワーク機器に係るものとなっています。当時、機器導入に当たりまして必要となった経費の一部が、国庫補助の対象経費から外れることが判明しまして、対象外となった経費の返還を行うものとなっています。なお、この点につきましては同様の返還事例が全国的に発生しましたことから、会計検査院より文部科学省に対しまして、対象経費について十分な理解を得るための方策が講じられていないといったことなど、改善処置を要求する文書が発出されておまして、それを受けて各自治体に対して文部科学省からも連絡が来ている状況となっています。

次の4公立学校情報機器整備基金積立金は、こちらも1人1台端末の更新に係るもので、歳入で御説明しました受け入れた国費を原資に、それを基金に積み立てるものとなっています。

そのほか、幾つかの細目で当初の見込みを下回ったため減額をさせていただいています。

以上で、教育政策課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 先ほど来の説明の中であります端末の関係なんですが、補助率3分の2ぐらいで5万5,000台ぐらいの話ですが、市町村も実際使ってみて、いろんな端末のいいところ悪いところを経験もしてきて、今度の更新に当たってはこんなやつがいいとかいろいろあると思うんです。県が市町村に対して、こういうものを推奨したいというのを出す予定があるのか、またそれによって市町村の持ち出し分が、あまり無理がかからないような形でできるのか。こうやってやることにおいて一斉に3万台を超えるマシンが必要になるとするならば、ほかの県も含めてですけど、納入の関係でバッティング上のトラブルがないのか、どこら辺まで考えられているのか、もう少し詳細を教えてください。

◎鈴木参事兼教育政策課長 まず、今般の義務教育段階での端末更新につきましては、県と市町村で共同調達を実施することが、そもそもの国費の補助に当たっての要件となっています。ですので、県と市町村全体がメンバーとなっております協議会が立ち上がってまして、協議会で一定の入札事務を図り、そこで決まった業者に対して各自市町村が随意契約等々を結んでいくといった形になっています。それに当たりまして、最初に、どのような機器が使いやすいかといった話のお示しが県としてあるかと御質問がありました。今回、国費の補助をするに当たりまして、端末の機能のスペックですとか、そういった条件が示されています。その上で、条件の設定に従いまして、今まさに運用しております各端末での使い勝手のよさ等々も各市町村が感じているものもあります。今般の端末更新に当たりまして、先ほど御説明した協議会の中でもどのような形がよいのか、県としてこれをやれというお示しはできないところがありますが、一定の条件設定の中でどのような形のOSを選んでいくのがいいか私どもの中でも意見交換をさせていただいております。その上で各市町村で選んでいく形になっています。今般、来年度がピークを迎えますけれども、今し方申し上げました共同調達も図っていますし、また、もともと国からの示しもありまして、各市町村の端末の更新に当たってのスケジュール感は、意見交換をして把握もしていましたので、無理のない計画性を立った形での進めは実施できていると県としては思っているところです。また、バッティング等々につきましても、共同調達の意見交換の中でしっかりと議論をしています。

◎下村委員 他県で、最初の導入時期に、ある程度費用を抑えたいということで、バッテリーの問題が起こったりとかいろんなトラブル起こったんですけど、高知県の場合はそ

ういう問題がなかったように聞いてもいます。ぜひ今度の更新においても、そういった意味でトラブルが起らない形の納入に進んでいただけるようよろしくお願いします。

◎西森（美）委員 関連して、G I G Aスクール構想のことについてです。令和元年からスタートをしたので、当初は年度年度で国からの交付を待つということ、市町村も県も初めてのことであって、かなり錯綜したというか、そういう課題を加味して今回は共同調達ということ、それから県で一遍、国からの原資を基金に集めてという体制になったと思います。今年は3万3,000台でピークだということなんですけれど、どれぐらい市町村でばらつきがあるものなんですか。5年ぐらいのスパンで教えてください。

◎鈴木参事兼教育政策課長 まず前段につきましては、委員のおっしゃるとおりでして、今の端末を更新するに当たって令和元年度です。令和2年度あたりのタイミングにつきましては、コロナ等々もありまして一定のスピード感も必要だったという事情もあろうかと思えますけれども、年度年度の国の予算を活用して、それぞれ市町村で御購入をされるということで、各市町村が自身の更新のタイミングに本当に国費補助があるのかといったことも含めまして、なかなか道筋が各市町村で見えにくくて、年度当初での予算処理の中で効率化が難しかったところもあります。今回基金という仕組みが導入されたところもありますし、その中で各市町村はどれだけの端末更新の人数が要るのか事前に計画を立てて、それぞれの更新をしたいタイミングで基金から国費の原資としたお金が下りてくる形になりました。そういった点では一定の効率化が図れたのかなと思っています。端末の更新のばらつきですけれども、今年度早速この基金の仕組みを使いまして更新を実施しましたのは、3町ありまして、台数としましては210台ほどです。来年度は、今般、端末更新のピークを迎えておりまして、20市町村、端末の予定としては3万3,000台近くでピークとなっています。令和8年度以降は、台数自体は1万3,000台の更新で、以降令和9年度は940台、令和10年度は25台、端末自体のばらつきとしてはそういったような形で、現在各市町村が計画も立てている状況です。

◎西森（美）委員 共同調達になったので、先ほど下村委員からもお話があったように、どれを使うかとかの情報共有もできるような体制になりまして、コスト面ではかなりスケールメリットが働いたのかなと推察するんですけれど、その辺りはどうなんですか。

◎鈴木参事兼教育政策課長 おっしゃるとおりでして、そもそも共同調達の仕組み自体が、スケールメリットを生み出すといったところでのお話かと思えますけれども、こういった形で各市町村と一緒に動く、また一定の台数が必要になるといったところでの、一定のコストの抑えは、個別にやるよりは抑えられたのかなと評価はしています。

◎西森（美）委員 県議会で可決をした場合、市町村で予算化して議会に諮るのは、タイムラグがあるのか、もしくは、ほぼほぼ県で状況をつかんでるのであれば、当初予算に組み込まれるかどうか、その辺りはどんな共有になっていますか。

◎鈴木参事兼教育政策課長 委員のおっしゃるとおり、基本的には各市町村は県と同様に、県の予算をお認めいただくことを前提としまして、一定の予算として計上した上で市町村ごとに当初予算で議会にかけているかと承知をしております。それは県が国費が下りてくることを前提に、結果的に下りなければそれは事情変更があるといったことと同じような状況かと思っております。

◎岡田（芳）委員 確認ですけれども、県と市町村の協議会で話し合って決めるということなんですけれども、機種を選定は全県１種類になるんですか。協議会でこの学校はこういう機種を選びたいというのは可能なのでしょうか。

◎鈴木参事兼教育政策課長 協議会の中で１機種に特定をするといったことはありません。他方で協議会として共同調達の上での入札を図りますので、どの端末を選びたいというのは、各市町村の御判断があった上で共同調達を図っていくというところになってまいります。

◎岡田（芳）委員 そうなると、それぞればらつきが出てくるんじゃないですか。それは含んだ上ということですか。

◎鈴木参事兼教育政策課長 含んだ上です。各市町村が既に使っているものをそのまま引き続き使うといった市町村もございますし、そもそもこの共同調達の仕組み自体は、既に投入されている端末の中でもやってきている形になっています。市町村としても慣れた形で、ＯＳもそこを見据えながらやっていく形になっておりますので、ばらつきが出るというよりは集中してこのＯＳというのを各町村で希望が出されている状況になっています。

◎岡田（芳）委員 例えば、データ量もかなり増えてくるので、スピードアップしたいということで、ＣＰＵだとかデータの保存だとか、もっとバージョンアップしたいということも出てくると思うんですけれども、協議会の中で議論をして進めるということですか。

◎鈴木参事兼教育政策課長 今般ＧＩＧＡスクール構想が進むにつれて、その学校活動で使うに当たって、今の機能よりはさらにバージョンアップした機能が必要だろうと。端末の条件としてまず国から示されているものがありますので、それを達成することが前提になりますけれども、他方、機能につきましては、その示された共同調達でやっていく端末よりも、さらに高いものにしたいといったものですとか、各市町村よりも高いものを使いたいといった場合には、共同調達の仕組みに乗らずに、オプトアウトといいますけれども、独自でやっていくことは、それはそれでルールとしては認められております。ただ当然その分コストがかかりますので、その分は各市町村で持ち出しをする形になっております。

先ほど御説明で少し誤解を生じるような言い方を申し上げましたが、共同調達をすれば当然端末は１台に決まりますが、ある１つのＯＳに決める共同調達にどのぐらいの市町村が乗ってくるかという形になりますので、先ほど共同調達で複数のＯＳが選ばれるといっ

たような御説明にしてしまいましたが、共同調達自体は結論は1台に決まりますけれども、OS自体はそれぞれが行うということが正確な言い方ですので、訂正させていただきます。

◎岡田（芳）委員　なお確認なんですけれど、機種はそろえて、中身についてはバージョンアップ、増強するということもあるということなんですか。

◎鈴木参事兼教育政策課長　県で用意をすることはそもそもありませんけれども、この端末を使いたいという市町村と県として共同調達をする形で、それぞれのOSごとに、それぞれこの端末を使いたいというので、そこに乗ってくる市町村があるというところですよ。

i P a dであればi P a d、クロームブックであればクロームブック、各市町村が共同調達でやるよりも、よりさらにバージョンアップしたのも、各種出ております。それを使いたいという市町村がいれば、それは共同調達の仕組みに乗らずに独自にやると。ただ、その場合は当然共同調達でやるよりもコストがかかるものになります。そこは市町村が持ち出しでやりますけれども、共同調達でやった分の国費補助は出る形になっております。あとのプラスアルファ分は、各市町村で持ち出しでやっていただく形になります。

◎岡田（芳）委員　それは個人の自宅に持ち帰って使っても構わないんですか。

◎鈴木参事兼教育政策課長　基本的に端末の持ち帰りは各市町村のルールもあろうかと思えますけれども、県としてそれを止めているものは当然ございませんので、まさにこのような端末を使う形になりますので、御家庭に持ち帰られる形になっている学校や市町村は持ち帰られるかと思えます。

◎岡田（芳）委員　そしたら更新した後の残ったパソコンも有効活用できるんじゃないかとも思うんですけれども、物すごい台数更新するので、更新された後、今使ってるものの有効活用は何か考えられておりますか。

◎鈴木参事兼教育政策課長　基本的に今の端末は、各市町村が買っているものですので、どのような形でそれを処理するかは当然ございますが、委員おっしゃるとおり、そのまま使える端末はそのまま処分をするのはもったいないですので、予備機として使ったり、あるいは教職員が使うものに充てたり、そういったようなところは当然あろうかとは思いますが。ただ、そういったものにも使わないという判断をされた場合には、適切な処理の上で廃棄処分していただく形になろうかと思えます。

◎細木委員　基本的なことですけど、何年で更新やったんですか。

◎鈴木参事兼教育政策課長　端末の期間のことでしょうか。基本的には令和元年度ですが令和2年度に導入をした市町村が、今のタイミングぐらいですので、大体5年ですとか6年です。

◎細木委員　5年か6年の間で子供が管理をする上でのトラブルであるとか、修理でどんなことが発生したのかを、初めての更新なので、そういう事案をまとめて報告してもらいたいなと思えます。それと、世界各国では、低学年には1人1台端末は見直すような動き

もあったりしているので、そこら辺も含めて心配なところもあるんですけど、新聞報道で個人情報保護法の利用目的の特定と明示を行政機関が義務づけられた中で、端末に蓄積されたデータの利用目的を特定していない教育委員会が全国で散見をされています。県の教育委員会としては、利用目的はどういう取扱いをされているのか聞かせていただきたいと思います。

◎鈴木参事兼教育政策課長 前段の端末の故障の関係につきましては、先ほど同趣旨の御質問がございましたけれども、本県につきましては各市町村あるいは県立に関しまして、端末については通常の使用の過程で生じるような、落として壊してしまうとか、そういった形で平均的に出る故障率を超えてはおりません。他県で起きたような県立学校で導入してます端末がことごとく壊れたといった状況は本県では起きていないと承知しております。また、その上でデータの管理の関係ですけれども、データにつきましては、本県教育委員会の場合は利用開始前に保護者の同意書を徴収する形になっていまして、こういった形で情報を取得させていただくのか、どのような形で活用させていただくのかを事前に児童生徒や保護者の方に説明をする形で同意を得る運用をしていますので、その点はしっかりと担保して実施をしているのではないかと県としては評価しています。

◎細木委員 個人情報に関わるような気持ちメーターも含めて、いろんな個人の特定に関わる大事な情報が入っているので、個人情報法に基づいた適切な運用をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎金岡委員 全体の予算の中で人件費が27億5,000万円減と約4%減ということなんですが、これは教員の数が減ったのかどうか、内容について教えていただけますか。

◎岡本教職員・福利課長 後ほど当課でも説明させていただきますけれども、退職手当の減です。本年度、定年退職がございしますが、定年引上げで2年に1度になりましたので、来年度予算には定年退職に係る予算が含まれておりませんので、大きく減となっております。

◎金岡委員 今議論になっておる情報の機器のところなんですけど、機器は13億円ぐらいはいいと思うんですが、残り5億円ぐらい委託料が出てくるんです。委託料は一般競争入札でやったんでしょうか。いろいろな契約の形態があると思うんですが、どのようになっているのか教えていただけますか。

◎鈴木参事兼教育政策課長 各委託によってまちまちですけれども、今資料で御覧いただいております校務を支援するためのシステム、県立学校の校務支援システムですとか、市町村立学校の校務支援システムの委託につきましては単独随意契約となっています。こちらにつきましては、当初のシステム設計の段階での契約では公募型プロポーザルで行っておりますけれども、その更新のところで単独随意契約で実施させていただいているものです。基本的にはネットワークシステム面に関しましては、当初の契約の段階では公募型プ

ロポーザルですとか一般競争入札で実施をした上で、その後更新等々につきましては、その都度適切な判断は当然ございますけれども、単独随意契約で実施させていただくですとか、システムごとに状況状況で適切に判断をさせていただいている形になっています。

◎**金岡委員** それぞれ単独随意契約でやらざるを得ないところもあろうかと思えますけれども、単独随意契約になったから、てやてやになってしまうことがないように。もう一つ再構築の委託料とか構築委託料があるんですが、ここら辺についてはどうなのでしょう。

◎**鈴木参事兼教育政策課長** ５ページの中段にございます、県立学校ＬＡＮシステム再構築等委託料は一般競争入札です。そのすぐ下の校務支援ネットワークシステム構築等委託料は単独随意契約となっています。各委託の内容によって状況によっても変えています。

◎**金岡委員** 十二分に使っていただける形でやっていただけると思いますので、よろしくをお願いします。

◎**横山委員** 地域教育振興支援事業費補助金は教育版の地域アクションプランと御説明がありましたけれども、この活用状況と事例で主立ったものがあればお聞かせいただけますか。

◎**鈴木参事兼教育政策課長** 教育版地域アクションプランですけれども、県の教育大綱の取組を踏まえて、各市町村で実施をするといった様々御活用いただいておりますが、代表的なもので申し上げますと、特別支援を要する児童生徒への支援として、特別支援教育支援員ですとか、不登校対策支援員を各市町村で雇われるに当たっては、人件費として充ててるといったケースもございます。ＩＣＴ活用をしっかりとやっていきたい市町村につきましては、ＩＣＴの研修といったものを行うに当たって、報償関連の費用といったようなもので充てている形になっています。各市町村様々です。

◎**横山委員** しっかり使われているということなんですけれど、今議会でもいろいろ議論になりましたけれども、地域への理解と愛着を育むキャリア教育、県が一体となってやってる人口減少対策ですね。地域地域の特色あるアクションプランだと思いますので、別メニューでも構えていると思うんですけれども、地域の中に入ってもっとその地域に理解、愛着を育むという中において、このアクションプランは使えるものじゃないのかなと思ったんで質問させてもらったんですが、課長の御見解をお願いします。

◎**鈴木参事兼教育政策課長** これまでもふるさとキャリア教育を実施をするに当たって、取組について様々検討してこのアクションプランを活用した支援をさせていただいたものは当然ございました。ただ、まさに今先ほどおっしゃいましたように、別の課になりますけれども、それぞれふるさと教育、キャリア教育に関しては、別の補助金を立てていますので、その補助金の活用とこちらのアクションプランの活用というところでの調整もあろうかと思えますけれども、いずれにせよ各市町村のふるさとキャリア教育がしっかりと進む上でというところでは、県としてもしっかりとサポートさせていただければと思

っております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎三石委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 当課からは、予算議案及び条例議案について御説明させていただきます。

まず、令和7年度の当初予算です。教職員・福利課説明資料1ページを御覧ください。議案説明書当初予算の624ページ、歳入のページ抜粋になっております。中ほどの節の区分に沿って主なものを御説明します。

一番上（1）庁舎等使用料ですけれども、教職員住宅の敷地に設置しております電柱や教職員住宅の目的外使用に係る使用料の収入です。

その下、教職員検定手数料は、教員免許状の交付に係る手数料収入となっております。

2つ下教職員・福利費補助金は、後ほど御説明いたします働き方改革に関するモデル校事業や、教員業務支援員を小中学校や県立学校へ配置することに伴う国庫補助金となっております。

続きまして、歳出について御説明します。3ページにお進みください。ページ右側説明欄に沿って、主なものを御説明します。

上から2行目、一般管理費の退職手当です。公立の小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時教職員などの退職手当となっております。

その下、公務災害補償基金等負担金ですが、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対しまして、その補償を行うために設置されております地方公務員災害補償基金への負担金となっております。

その下、2 福利厚生事業費の1行目、学校管理医報酬です。教職員数50人以上の県立学校に配置が義務づけられております学校管理医に対する報酬です。

その下、定期健康診断等委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費です。

次の職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費となっております。

4ページを御覧ください。一番上、人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施します県立学校と県教育委員会事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものです。

続きまして、3 教職員住宅等整備費です。下の行、教職員住宅管理委託料ですが、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費となっております。

4 教育振興費を御覧ください。1 行目、教育関係職員名簿作成委託料は、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費です。

その下の事務費ですが、こちらは永年の勤続者や教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰など表彰に関する経費のほか、会計年度任用職員の報酬などです。

その下、5 教職員費です。1 行目、選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務などを委託して実施するための経費です。なお、この経費には9 月補正で債務負担の承認をいただいているものの現年化を含んでおります。

その下、選考審査運営委託料です。教員採用審査に関しまして会場準備や当日の監督業務を委託して実施するための経費です。

次の総合人事給与システム等運用保守委託料は、教職員に係る人事給与システムなどの運用保守に要する経費です。

続きまして、5 ページを御覧ください。一番上、市町村立学校諸手当・年末調整システム運用保守委託料は、市町村立学校の教職員の通勤手当などの諸手当の届出、年末調整の各種申告の手續に係る諸手当、年末調整システムの運用保守に必要な経費です。

次の自動採点システム運用保守委託料は、採点集計業務をデジタル化し教員の業務の効率化を図るため、県立高校31校に導入しております自動採点システムの年間保守に係る経費です。

その下、働き方改革推進事業委託料は、学校が抱える課題を踏まえまして具体的に学校現場での業務改善に取り組むため、学校における働き方改革に関する専門的知見を要するコンサルティング業者が直接学校に入り、伴走支援を行う事業に要する委託費用です。

その下、広報委託料です。高等学校の工業など実業系教科の採用審査受審者を確保するために、転職サイトへ広告を掲載するための経費です。

その下、教員免許管理システム運営管理費負担金ですが、全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係る負担経費を、教員免許管理システム運営管理協議会に支払うものです。

その下、教員業務支援員活用事業費補助金ですが、県内の小中学校に配置します学習プリントの印刷など、業務に従事する教員業務支援員150校146名分に加えまして、教頭の業務を補助する教頭マネジメント支援員3校3名分の報酬や、期末勤勉手当等の補助に係る経費です。

その下、事務費ですが、こちらには教員の採用審査に要する経費や教員免許法に基づく免許状の授与のための経費、また、県立の中学・高校に教員業務支援員を配置する経費、さらにハラスメント対策として昨年度設置しました外部有識者委員会に係る経費や研修用動画の購入経費、そして、メンタル対策として当課に配置しました専門職相談員の

活動経費を計上しております。

計の欄、当課の令和7年度当初予算総額は、46億4,959万7,000円と、前年度に比べまして35億3,872万4,000円、約43.2%の減となっております。先ほど少し御説明しましたが、令和5年度から定年が段階的に引き上げられまして、令和6年度は定年退職がございましたけれども、来年度は定年退職がございませんので、定年退職者に要する退職手当が減となるのが主な要因です。

続きまして、補正予算について御説明させていただきます。

6ページを御覧いただけますでしょうか。資料④議案説明書（補正予算）324ページを抜粋したデータです。

まず、歳入ですけれども、ページ中ほどの節のところ、（５）教職員・福利費補助金ですが、教員業務支援員配置事業の市町村の執行見込みに伴いまして、後期の減額を行うものです。

7ページ、歳出に移らせていただきます。右側説明欄1一般管理費の退職手当ですが、退職予定者が執行見込み人数を上回りましたので、増額を行うものです。

その下、2教職員費の教員業務支援員活用事業費補助金ですけれども、先ほど歳入で申し上げましたように、県内の小中学校に配置します教員業務支援員につきまして、市町村の執行見込みが下回ったことにより減額を行うものです。

予算につきましての説明は以上です。

次に、第58号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案」について御説明させていただきます。資料9ページ、条例改正の目的を御覧ください。今回の条例改正は、へき地教育振興法の改正に伴いまして、定年前再任用短時間勤務職員等の再任用職員等に、へき地手当等を支給するものです。改正条例の名称とも関係いたしますけれども、令和6年12月議会で議決いただきました職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、再任用職員等に住居手当等が支給できるように改正がされておりますけれども、今回、それをさらに改正しまして、へき地手当等も支給できるようにすることになっております。そのため、名称が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例となっているものです。

なお、12月の議会で併せて改正できませんでしたのは、へき地手当等の支給がへき地教育振興法が直接的な支給根拠となっており、その改正法が公布・施行されたのが12月25日であったためです。

次に、第2の対象条例を御覧いただけますでしょうか。今回の条例によりまして、最終的には公立学校職員の給与に関する条例と、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例が改まることになります。

次に、第3主な改正内容の1つ目を御覧ください。今回、法改正によりまして、従来へ

き地手当等の支給対象外とされておりました再任用職員等に、へき地手当等を支給することが義務づけられました。そのため、条例におきまして、定年前再任用短時間勤務職員、そして、令和5年度に実施した定年引上げによりまして、従来の再任用職員から移行いたしました暫定再任用職員にへき地手当等を支給することとなったものです。

また、その下のポツにございますが、本県学校現場におきまして学校教員が産休や病休を取得した際に代替として臨時的任用職員を配置しております。この臨時的任用職員には通常正規教員と同様に、へき地手当等が支給されておりますけれども、暫定再任用職員と同一年度生まれ以上の方、つまり今年度でいいますと61歳以上の臨時的任用職員には暫定再任用職員との均衡を取るために、へき地手当等が支給されておりましたので、今回併せて支給できるように改正するものです。

下の表を御覧いただけますでしょうか。今回改正を行うへき地手当等には、へき地手当とへき地手当に準ずる手当がございます。県内の小中学校につきまして、最寄り駅や停留所など学校の立地条件を調査して僻地学校を決定し、最も高い5級の場合ですと、給料の18%をへき地手当として支給しております。

また、僻地学校のある当該地域に住居を移転した場合に、へき地手当に準ずる手当を支給するとなっております。

最後、第4の施行期日を御覧ください。この条例は、公布の日から施行となりますけれども、実際に支給されますのは令和7年4月1日からとなっております。

教職員・福利課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 働き方改革推進事業委託料の関係ですが、具体的に聞く前にまず1点お聞きしたかったのは、先ほどのデータ端末の関係なんかでGIGAスクール構想で、パソコンがたくさん入ってきて、当初は慣れていない先生方が混乱した部分もあったと思うんです。パソコンが大量に入ってきて、ベテランの先生方がそこら辺で困ったり苦情、悩みであったり、そういうお話が教職員・福利課に直接入ったりはしましたか。

◎岡本教職員・福利課長 学校における端末でよろしいでしょうか。そちらに関しましては、教職員・福利課で直接そういった苦情といったものはございません。ただ、学校主管課で恐らくは使い方であるとか、そういったといったところに関して来ているかもしれません。

◎下村委員 なぜこんなことを聞いたかという、今回、働き方改革推進事業委託料の中で、先生方が勤めて、いかに無駄を省きながら、例えばルーチンワークでできるところは、それこそ機械化できるところは機械化するし、先生方がもっと生徒と対面できる時間を確保するとかというところが狙いなんだろうなと思って、この委託料の内容を見ていました。今回せっかくこうやってモデル校も指定してやるのであれば、徹底的に先生方の思い

なり、こういうやり方をすればもっと子供たちと向き合える時間が作れるんだぐらいのところをにらんだ形の、委託料の使い方になってればいいなと思ったんですけど、その辺りいかがですか。

◎岡本教職員・福利課長 まさにおっしゃるとおりでございまして、これまでも働き方改革、特に業務の改善、やり方を見直しというのは呼びかけてまいりましたけれども、実際学校現場で具体的にどうするのかはすごく悩ましいことかと思っております。ですので、こうしたやり方があるよという様々な知見を持って、コンサルタント業者が伴走支援することで具体的に進むんじゃないかと思っております。また、こうした意義等につきましては、モデル校事業をやるに当たって全体に対する講演みたいな形で働き方改革の意義を伝えることとし、終わった際には報告会という他の学校も視聴できる形で、その成果を示していきたいとも考えておりますので、具体的な改善につながるように取り組んでいきたいと思います。

◎下村委員 冒頭に言ったように、コンピューターが使えないからその現場で働くのが窮屈になってしまったというベテランの先生方が、それをきっかけにして学校から離れていくような形にならないように、そういう先生は若手の先生方を今度はトレーニングするとか、もっとよくなる方向で全体が回るようなシステムの部分までにらんで、ぜひそこら辺を意識しながらこの事業が活用できればいいんじゃないかなと思ったんで、質問しましたけれどもいかがでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 学校現場のパソコンの使い方になってくると少し所管が外れるところもございまして。ただ、こうして伴走支援する中で、そういった課題が出てきた場合には、当然、業者にお任せするだけではなく教職員・福利課も一定関与する形になりますので、そういったところを学校主管課等にも横展開して課題を共有していく形で対応はできるのかなと思っております。

◎金岡委員 補正予算の退職手当5億5,000万円。想定しなかった分とおっしゃいましたが、恐らく定年前に辞められたと思いますが、その人数と要因、どういうふうな原因で辞められたのか大まかなところを教えてくださいませんか。

◎岡本教職員・福利課長 今回の補正に当たりまして定年前で辞められる方、60歳を迎えまして本来であれば定年延長なんだけれども、もう辞めますといった方が当初70名という予定をしておりましたけれども、80名ぐらいに増えそうということで今回見積りさせていただいております。一方で、定年退職で見込んでいた数も、今回、定年退職がございまして211人から220人変わっております。これは、当初予算で組む際にもととのアンケートでいいますと退職、定年前で60で辞めますと言っていた方が、辞めずに残られている方が増えたために、結局今年の定年退職に計上されることで増額になっている形で、少し入り繰りがございます。

定年前で辞められる方の理由ですが、悉皆的に把握はしておりませんが、手前で59歳以上になった方に対しては意向調査をしております、そういった中で出てくる御意見でいいますと、60歳はもともと定年ですので、区切りで辞めるんだということ。あるいは、60歳になるともう体力的な気力的にというようなことを書いて退職される方もいらっしゃいます。

◎細木委員 学校における働き方改革、教員の確保という点ではすごく大事なところなんですけれど、モデル校はどういうふうを選定して進めるおつもりか聞かせてください。

◎岡本教職員・福利課長 モデル校として、一定校種を複数にする必要があるのかなと思っております、小学校・中学校・高校で全体で5校程度と考えております。実施するに当たっては、最初の事業でもございますので熱意のあるところというところも必要ですので、市町村教育委員会それから学校主管課とも協議をしながら決めていこうとしております。

◎細木委員 教職員住宅の入居率はどんな感じですか。

◎岡本教職員・福利課長 令和7年2月現在で、約58%になっております。

◎細木委員 教職員の働き方の改革も含めてですけど、福利厚生面をサポートすることで先生が残ってくれるというところもすごく大事な取組なので、老朽化の状況とか耐震化とか津波想定エリアにあるのか、後で構いませんので教えていただけたらと思います。

◎西森（美）委員 関連して、5ページの教員業務支援員活用事業費補助金です。市町村と県立の中学校と県立の高等学校それぞれあると思うんですけど、名前は教員業務支援員活用になってますけれど、教頭先生の業務を軽減するためのものもここに入っていたのではないかなと思うんですが、トータルで今年の人員配置の予定をお示してください。

◎岡本教職員・福利課長 教員業務支援員活用事業費補助金でいいますと、教員業務支援員と教頭業務を補助するマネジメント支援員を含んだ形になっております。小中学校に配置する補助金部分でいいますと、150校、ただ兼務のところもございますので人数的には146名になっております。マネジメント支援員が3校3名となっております。別途、県立学校に関しましては、補助金ではございませんので事務費での配置となっております、中学校で3校3名、高校で8校8名です。

◎西森（美）委員 配置校に対してアンケート調査を確認してくださってると思います。生徒と向き合う時間が増えたとか、自分の業務が軽減したというのを聞いていただいて、毎年輕減したというのは88%から90%近くあるんですけど、令和4年が確か92%ぐらいで一番ピークで、それから微減したのかなと思ったんですけど、ニーズがいろいろ変わってきてる。アンケートに答える方の物差しが違ってきたというのものもあるかもしれませんが、ピークからいうとアンケートの内容が微減になっているのはどんなところに要因があるんでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 要因について細かく分析はできておりません。ただ、配置校数をどんどん増やしていております。最初でいいますと、特に多いところを優先的にして、だんだんと時間外勤務の状況とかが低いところにもできる限り配置しておりますので、そういったところで変化があるのかもしれませんが、厳密な分析は難しいかと思っております。

◎西森（美）委員 押しなべて評価をする声が多いと思うので、ただ、今回の2月補正で570万円減額で、手を挙げていたけれど、しなかった市町村があったんだと思うんです。これはどういった事情だったのか教えていただけますか。

◎岡本教職員・福利課長 補正ですが、配置しなかった学校はございませんでした。ただ、募集に当たって4月からしたかったけれども実際には4月から後になった場合、あるいは計上の際には週30時間勤務を前提にしておりますけれども、本人の希望等も含めてそれより少し週当たりの時間が短かったりというようなこと、そういった要素が細かく積もってこういうことになっております。

◎西森（美）委員 ニーズがあったところにはちゃんと配置をされて、学校で実態に即してやられた結果、金額的にはちょっと減額になったけれど、しっかり対応できてるという認識でよかったですね。

あと、働き方改革でコンサルティング業者が入って伴走型の支援をするというのが、681万2,000円で今回新規事業なので、先ほど課長が言われたみたいに、横展開していくための取組が大事だと思います。この業務の支援員の中身とか、いろんなことを全部トータルして、学校によって課題が違おうと思うので、コンサルティング業者の方が専門的に見てどう効率化していくか、負担軽減をしていくかがとても大事だと思うんです。入られる前にどういうふうに情報共有をして、モデル校5校と示されましたので、どんなスケジュール感でどういう準備をされてスタートになるのか、新規事業なので教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 学校は先ほど申しましたような形でこちらで選定する形になってまいります。あとは実際業者をプロポーザル等で提案を受けて実施していくことになりますので、当然受けたコンサルタントに学校の情報共有はさせていただきたいと思っております。恐らく実施に当たりましては、委託とかを考えますと6月頃からになるかと思っております。

◎岡田（芳）委員 不祥事が続いたと報告もあったわけですがけれども、職員のメンタルヘルスの対策は大事だと思っているんです。相談体制なんかについて、どういうふうに取り組まれているか教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 本年度から当課に専門職相談員の形で、1名雇用しております。特に若年教員のメンタルヘルス対策ということで、9月から採用できまして、学校に実際に行って、今までに61名の方と面談をして悩みであるだとかを聞かせていただく取組をし

ております。

◎岡田（芳）委員 研修もされると思うんですけども、どういう研修をされるんですか。

◎岡本教職員・福利課長 メンタルヘルス研修につきましては、管理職の方に関する研修の中でやること、あるいは学校からの手挙げで、学校現場でそういった研修をするといったときに、共済の事業も活用して講師の方に行っていただくようなことをしております。

◎岡田（芳）委員 ハラスメント防止の研修はどのようなふうにするんですか。時期も含めて。

◎岡本教職員・福利課長 ハラスメント研修に限らず、不祥事防止に関しまして各学校に不祥事防止委員会を立ち上げて校内研修をするようになっております。当課としては、そういったところで活用できるように冊子であるとか、ハラスメントにつきましては予算にも出ておりましたけれども、各教員が見えるよう動画のアカウントを購入して見ていただく形にしております。

◎岡田（芳）委員 できるだけ相談しやすい体制が非常に大事だと思うので、そういう体制も含めて考えていただきたいと思います。

◎三石委員長 以上で、教職員・福利課を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時半とします。

（昼食のため休憩 12時10分～13時29分）

◎三石委員長 休憩前に引き、続き委員会を再開します。

〈学校安全対策課〉

◎三石委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 最初に令和 7 年度当初予算案につきまして主要事業を中心に御説明します。

学校安全対策課の資料の 1 ページを御覧ください。まず、歳入については基本的に歳出と連動しますので、主要なものについて説明いたします。

項目の中ほどの節の区分の一番上（２）学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業中や部活動等で負傷した際の医療費等を給付する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る掛金について、児童生徒の保護者に負担していただくものです。

２ページを御覧ください。同じく項目の節の区分の２つ目（７）県立学校貸付料は、県立学校に設置しています自動販売機に係る貸付料で、入札による貸付契約に基づくものです。

１つ飛びまして、（３）学校安全対策課収入は、先ほど御説明しました災害共済給付制度

に基づき、日本スポーツ振興センターから児童生徒に支払われる医療費等を受け入れるものなどです。

続きまして歳出について御説明します。4ページを御覧ください。右側の説明欄に沿って主要なものについて御説明いたします。

1 施設整備費は、県立学校施設の改修などの施設整備や、旧高知南高校跡地のグラウンドとテニスコートを当面の間、一般に貸し出すための改修などに必要な経費です。

このうち2つ目の設計調査等委託料は、宿毛工業高校など4校の体育館空調設備整備工事の実施設計や日高特別支援学校長寿命化改修工事の実施設計等、県立学校施設の改修工事に係る設計委託などに要する経費です。

5ページを御覧ください。同じく説明欄の3つ目施設整備工事請負費は、高知国際高校の太陽光発電設備設置工事や、宿毛工業高校など4校の体育館空調設備整備工事、山田特別支援学校の長寿命化改修工事など、学校施設整備の工事に要する経費です。

2 維持修繕費は、各学校で執行する比較的小規模な修繕など、県立学校施設の維持修繕に要する経費です。

次に、科目2 児童費の1 教育の森造成事業費について、教育の森造成事業費補助金と、6ページの1つ目、教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立学校の教育の森の維持管理を行っている高知県森林整備公社への補助金です。

次に、2 学校安全推進費は、防災教育をはじめとした学校安全の推進のための事業費です。

まず高校生防災学習推進事業委託料は、高知県高校生防災サミットの一連の取組として、「世界津波の日」高校生サミットに参加するための旅行の手配業務等を業者に委託する経費です。

次の安全運転講習委託料は、県立高校において原動機付自転車の安全運転講習を委託して実施するための経費です。

次の自転車ヘルメット着用推進事業委託料は、県立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象として、ヘルメットの購入費用を支援するものです。

次の学校安全総合支援事業委託料は、国の委託料でモデル地域を所管する市町村において拠点校を中心に安全教育の推進に取り組むものです。

1つ飛びまして、防災士養成研修負担金は、高知県高校生防災サミットの活動の実践委員となる高校生が、防災リーダーを目指して、防災に関する基礎知識や技能を身につけ、地域の防災活動の担い手となる防災士の資格を取得するための費用を負担するものです。

次の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全確保の体制を整備するために、学校や通学路の巡回指導等を行うスクールガードリーダーの配置や、学校安全ボランティアの養成講習会の開催、見守り活動の実施に係る経費など、通学路等におけ

る安全対策に取り組む市町村に対し補助を行うものです。

次の自転車ヘルメット着用推進事業費補助金は、市町村立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象としてヘルメットの購入費を負担する市町村に県から補助を行うものです。

その次の災害共済医療費等給付金は、学校の授業や部活動中、登下校中などにおける児童生徒のけが等に対し、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものです。

一番下の事務費の主なものは、県立学校の児童生徒、教職員用の水、食料等の備蓄物資の整備更新に係る経費や、災害共済給付に係る県の掛金支出などです。

7 ページを御覧ください。1 文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた場合に備え、復旧に要する経費として、あらかじめ一定額の予算計上をお願いするものです。

以上、当課の令和7年度当初予算案の総額は36億7,447万1,000円でして、前年度より7億1,859万8,000円の減となっております。減額の主な理由としては、清水高校の新築工事の完了などによるものです。

8 ページを御覧ください。債務負担行為に係るものです。県立学校の施設整備に関わるもので、1 つ目の高知東工業高校につきましては、体育館の耐震補強改修工事が令和7年度から令和8年度の2か年に及ぶため、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものです。

2 つ目の高知追手前高校は、老朽化した本館の長寿命化改修の2期工事が令和7年度から令和8年度の2か年に及ぶため、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものです。

3 つ目の宿毛工業高校につきましては、老朽化した寄宿舎の改修工事と弓道場の斜面の改修工事について、それぞれが令和7年度から令和8年度の2か年に及ぶため、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものです。

4 つ目の日高特別支援学校につきましては、老朽化した第1校舎の長寿命化改修工事が令和7年度から令和9年度の3か年に及ぶため、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものです。

続きまして令和6年度2月補正予算案について御説明します。

10 ページを御覧ください。まず歳入につきましては、次に説明します歳出と連動して国の補助金や交付金を減額するものです。

12 ページを御覧ください。歳出について、ページ右側の説明欄に沿って御説明いたします。

1 施設整備費につきましては、空調整備工事や長寿命化改修工事について精緻に設計を

行い、設計金額を見直したことや入札残が生じたことなどによるものです。

次に、1 学校安全推進費ですが、高校生防災学習推進事業委託料につきましては、被災地訪問及び「世界津波の日」高校生サミットの旅行委託業務の入札残が生じたことにより減額するものです。

13ページに移りまして、上から2つ目、学校安全総合支援事業委託料につきましては、実施市町村の実績に応じて減額するものです。

1つ飛ばしまして、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金、その下の災害共済医療費等給付金につきましては、実績が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

次の1 施設整備費につきましては、県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づく施設整備に係る入札残などによるものです。

14ページを御覧ください。文教施設等災害復旧事業費については、災害による復旧の対象となる事案がございませんでしたので減額するものです。

15ページを御覧ください。繰越明許費の変更です。施設整備費は、12月議会で御承認をいただきました繰越予定事業のほか、梶原高校プール改修及び本館ボイラー煙突改修工事等について、学校との協議などに時間を要したため、繰越承認をお願いするものです。

令和6年度補正予算の説明は以上です。

16ページをお願いします。最後に、日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案について説明します。日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事につきましては、工事の予定価格が5億円を超える工事でありますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により県議会の議決を求めるものです。

議案の内容につきましては、18ページ、日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事と記載されております資料を御覧ください。

資料の上段に配置図を掲載しております。新たに建築いたします寄宿舎の位置は、現グラウンドの南部分になります。現在の寄宿舎の北舎と南舎につきましては、老朽化が進んでおり、また日当たりが悪く、湿気がたまりやすいことや、少人数の舎室が少ないといった課題がございました。このため、この2棟を1棟に集約して改築することで、安全安心な住環境の確保や自立支援の環境の充実を図るものです。

資料下段の工事概要を御覧ください。建築する寄宿舎については、木材利用の推進等を図るため、木造の3階建てとしており、延べ床面積が1,487.05平方メートルとなっております。建物にはエレベーター1基を設置し、また、各建物間のアクセス向上のため、東渡り廊下と西渡り廊下を新設します。

入札につきましては、一般競争入札に計10社の入札参加申請がございました。令和7年1月23日に入札を行いまして、三宝・須工ときわ特定建設工事共同企業体が落札いたしま

した。契約金額は7億6,340万円となっており、当該業者とは2月20日に仮契約を締結しております。また、この工事については、12月議会で御報告しましたとおり、前回の入札後に設計書に積算誤りがあることが判明したことから、落札決定を取り消し、今回改めて入札を行ったものです。

この工事の完成時期につきましては、令和8年6月3日となっております。本議会において議決をいただきましたら、その後速やかに工事に着手したいと考えております。

以上で学校安全対策課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 まずヘルメットの助成についてです。令和5年度の決算特別委員会でもそうですし、例年、不用額があるということで、効果的に執行するよという要請も何回かあったと思います。2025年度から新入生に対して義務づけをしていく大きな流れもありますので、去年の助成額と今年とで少し増額されてると思うんですけど、何人分で何万円増額をされたのか、詳しく教えてください。

◎高橋学校安全対策課長 県立学校の委託料ということで御説明します。去年から予算額でいうと約40万円ほど増えております。この内訳としては、件数としては約1,200件を想定しております。まずは1年生が着用ということで、今までも1年生が利用していただけるケースが多かったので、1年生は約2,000件の自転車での通学者があるだろうと、その半分は買って使っていたんじゃないか。2年生、3年生については今まで持っているから、そんなに多くは要らないんじゃないかという積算の下、1,200件と積算して予算要求しているところです。

◎西森（美）委員 当初予算としてはそれでスタートをされて、恐らくPTAとか子供たちとか学校現場も啓発活動を今までずっと積み上げてくださって、それぞれ実績もあるし、意識も変わりつつあると思うので、これまでの成果によってさらにニーズが高まったときには、補正予算等も十分検討の余地があるのではないかなと思うんですけど、その辺りの見解を。

◎高橋学校安全対策課長 委員おっしゃるとおり、今まで執行率というところでは課題もありました。一方、着用、所有義務化という流れに沿って着用義務化とか所有化とかそれぞれルールをワンランク上げていってる学校、また、PTAの補助も今までない学校でもしていただくとか、かなり動きが見えている状況です。そういう中で執行率のところもありますので、一定、40万円程度上げただけにとどめておいて、またこれからさらに活用していただくようになれば、補正であったり流用であったり、手だてを考えていこうと考えております。

◎西森（美）委員 しっかり補正予算を検討していただけるように要請しておきます。

◎横山委員 日高特別支援学校の寄宿舎ですけれども、重要な施設の建て替えということ

をやっていただけたなと思っていました。ここに至るまでと私も近隣のPTAだったり親御さんからいろんなお話を聞いて、教育委員会とお話もさせてもらったことがあるんです。いざ建て替えとなったときに、特別支援教育課かも分からんですけども、保護者とか、関係者からどんな声が届いてるかお聞かせいただきたいと思います。

◎高橋学校安全対策課長 私ども直接は存じ上げてないんですが、特に今回御迷惑をかけたこともありますので、学校とは必ず連携しながらいってますので、今後のスケジュールはきちっと保護者にも伝えていきながら進めていきたいと考えております。

◎横山委員 感謝の声が自分のところにはよく届いてますし、これから特別支援の寄宿舎であったり、いろいろ続けてやると思いますが、関係者、保護者の皆さんの声を生かしていただいて、引き続き施設整備に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

◎細木委員 ヘルメットの着用率はどんなふうに推移されているでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 県立学校でいきますと19.6%になっております。市町村でいきますと、小学校は100%になっておりますので中学校になりますけれども、市町村立学校の中学校全体でいくと58.2%になっております。

◎細木委員 先ほども答弁がありましたけれど、来年度から1年生の分を見込んで、来年度どれくらい上がる見込みなのか。目標を掲げて、進捗率も確認しながら進めていただきたいと思います。できるだけ早く100%に近いような。見込みを教えてください。

◎高橋学校安全対策課長 これまで決算特別委員会や委員会のたびに、執行率が悪い、全然伸びてないという御意見も頂きまして、昨年度、今年度の4月から所有を義務化する方針を立ち上げて、まず学校であったり、地域のPTAの会、高等学校PTA連合会、いろんなところに話してきました。先ほど申し上げましたように、各学校が独自に取り組んでいたたり、各学校で話し合ってくださいねという投げかけをした結果、PTAでの補助が新たに始まったり、いろいろ動いております。来年所有化して、今度は3年かけて、1年生が持った、2年生が持った、3年生が持った、そのときには最後義務化にするんだといった具体的な目標を立てて動いてくださっている学校もありますので、確実に動きつつあるのかなと感じております。

◎細木委員 県教委としては県立の学校の目標はないんですか。

◎高橋学校安全対策課長 教育振興計画では来年度は25%、その次35%、順番に上げていく目標はありますが、まだそこには現時点では至ってないところです。

◎岡田（芳）委員 学校の耐震化の問題ですけど、耐震化率は何%か。

◎高橋学校安全対策課長 県立学校の耐震化については既に終わっております。

◎岡田（芳）委員 ただ、耐震の調査の予算が入ってるんじゃないかなかったですか。本校舎とか体育館とか、施設がいろいろあると思うんですけども、それは全部ひっくるめて終わ

ってるといことですか。

◎高橋学校安全対策課長 必要なところは全て終わっております。

◎岡田（芳）委員 防災の研修とか訓練ですけれども、防災意識も高めて訓練もしていかなければなりません、特に県立学校でそういう教材なんかを使った学習とか、実践的な訓練ですよ。もし授業中に地震が起きることを想定して、どうするのかといった学習はされているのでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 安全教育プログラムでそういうことをするように位置づけておりますので、その中でやっておりますし、小中学校であれば年間5時間、高校であれば3時間やっていますし、年3回以上避難訓練もやるように学校では取り組んでいるところです。

◎岡田（芳）委員 私ども自主防災組織で中学校の生徒たちと避難所設営の訓練を一緒にしたことがありますね。そうやって徹底されて、いろいろ学習しておけば、いざというときには非常に役に立つと思いますので、よろしくお願いします。

◎金岡委員 施設整備工事請負費、ざっと30億円ということですが、後ろに書いてある追手前高校とか小津高校のほかに目立ったところはあるんですか。そこが大体主なんですか。

◎高橋学校安全対策課長 施設整備のところではいいですと、先ほどの日高特別支援学校の寄宿舎の改築が一番大きいところになっております。全部で100を超える学校が対象になっておりまして、優先順位をつけながら進めている中で追手前高校であったり小津高校であったりが一番優先順位が高くて、その次に日高特別支援学校といったところをやっているところです。

◎金岡委員 体育館に空調設備をと言われてましたけれど、その場合に、電気料は完成時には割増しをして学校へ行くようになっているんですか。

◎高橋学校安全対策課長 電気料は高等学校課にはなります。

◎金岡委員 そのときに、今言われた説明の中にも太陽光発電がありました。国際高校ですか。やるんでしたら、空調設備の整備と太陽光発電をワンセットでやるとか、そういうことを考えられたらいいんじゃないかと思いますけれど、どうなんですか。

◎高橋学校安全対策課長 現時点ではワンセットという形では十分取れておりません。空調整備が若干早く進んでいるところではありますが、太陽光発電とかの整備率についてもアクションプランがありますので、そこはしっかりやっていく必要があるのかなと考えております。

◎金岡委員 説明の中に、こちらでは太陽光発電をやります、こちらでは空調をやりますと言われておったので、それだったらワンセットでうまくそろえてやられたほうが、当然、電気料がかかるわけですから、そこら辺も考えながらやっていただけたらいいと思いますので、いかがでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 空調につきましては、熱源としては電気ではなくてガスになり

ます。電気代がそのままではなくて、電気と都市ガスとL Pガスと、いろんな形の中でメリット、デメリットを比較検討した中で、県立学校で取り入れようとしてるのはL Pガス方式で取り入れて、都市ガスエリアによってはそこは比較検討していくところではあります。ただ、発災時のときで考えると、電気は一定寸断してしまう可能性があり、復旧まで時間がかかるというところもありますので、熱源方式でいくとL Pガスを。

◎**金岡委員** 私は逆だと思うんですよ。はっきり申し上げて、G H Pはなかなか扱いも面倒ですし、なかなか後々苦勞すると思います。もともとが、基本料金を抑えるためにG H Pが入ってきたんですよ。設備をすると基本料金がどーんと上がりますので、設備しただけ電力の基本料金取られますので、それを抑えるためにG H Pというのは入ってきたんです。ワンセットでというのは、当然のことながら、遮断をされたときに、太陽光発電でやっておけば、そこだけ独立してできるんですよ。そしたら、空調だけじゃなくて明かりもつくんです。そこを考えたときに、それはどうなんだろうかと申し上げています。だから、そっちがこういうからこうだ、こっちが絶対ええんだというような話じゃないですよ。だから、総合的に考えて導入をしてくださいよと言ってる。

◎**高橋学校安全対策課長** 発災時に確実に動くことも大事ですので、これに決めたということではなくて、しっかり検討しながら進めていきたいと考えております。

◎**西森（美）委員** 先ほどのヘルメットです。細木委員の答弁に対して、令和7年までに25%と。今、県立の学校は19.6%。全てが県の予算での補助事業ではない。高等学校P T A連合会とか、ほかの団体のものもあると思うので、今の19.6%から令和7年に目指す25%まで、どれぐらいの生徒数になるんですか。25%っていう目標明確にされているわけなので、そこは数字でしっかりお示しいただきたいと思います。

◎**高橋学校安全対策課長** 確認して、改めて提示させていただきたいと思います。

1点修正させていただいてよろしいですか。先ほどの金岡委員の御指摘いただきました太陽光発電と空調整備、セットでやるべきじゃないかという御意見のところで、1つ訂正があるんですけれども、今、太陽光発電で整備してるところは一定規模も要ると思いますので、大きな学校をまず最優先してやっています。そういうことで国際高校であったり一定規模のところと、また建物についても耐えられる上に載せますので、そういったところの状況も勘案しながらになりますので、トータルで考えながら進めていきたいと思っております。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎**三石委員長** 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎**津野幼保支援課長** まず令和7年度当初予算案について御説明させていただきます。

資料 1 ページは歳入です。主なものを御説明します。

左端の科目の欄、中ほど、12教育費補助金は就学前教育・保育の質向上を図る取組や保育士の確保対策などに関する国からの補助金となります。

その下の12繰入金の1 こうちふるさと寄附金基金繰入は、保育所、幼稚園等への絵本配布事業に要する経費の財源として基金から繰り入れるものです。

次に、3 ページを御覧ください。歳出です。

まず右端の説明欄、1 幼保連携推進費と、後ろのページになりますけれども10親育ち支援推進事業費がございます。この2 つにつきまして、4 ページと5 ページにより御説明をさせていただきます。

4 ページです。当課では、就学前教育・保育の質の向上に向けまして、1 教育・保育のさらなる充実への支援、2 保幼小の円滑な連携・接続の推進、3 親育ち支援の3 つの取組を進めております。

まず1 教育・保育のさらなる充実への支援では、国が示す保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づいた質の高い教育・保育が県内のどこにいても受けられるよう、各園で行われている互いの保育を見合って協議する園内研修、資料にイメージ写真を掲載しておりますが、そこに当課の指導主事や元園長先生などのアドバイザーを派遣し、指針・要領の視点から助言を行う園内研修支援事業をはじめとして、右側、令和7年度の取組の欄に記載の3 つの支援に取り組むこととしております。

次の2 保幼小の円滑な連携・接続の推進は、小学校入学以降の教育課題を未然に防ぐ観点から、幼児教育と小学校教育とを円滑につなぐ取組を支援するもので、来年度は右側の保幼小連携・接続充実事業に記載しておりますとおり、保幼小連携・接続の取組が県内全域で展開されるよう、令和4年度から令和6年度までの3年間、高知市と連携して実施しておりましたモデル地域での取組の成果を基に作成した実践ガイドブックを県内の全園、全小学校へ配布するとともに、市町村の保幼小連携・接続の取組への支援に取り組んでまいります。

資料の右端を御覧ください。ただいま御説明しました支援に加えまして、来年度は就学前の教育・保育の充実に係る取組のさらなる普及と定着を図るため、就学前教育・保育の実施主体であります市町村の主体的な取組を促すための支援を充実することとしております。

1 つ目と2 つ目は、いずれも市町村の主体的な取組を促すため、市町村の保育所管課の行政職員を対象にした研修や、市町村が独自に研修を行う際の財政支援を拡充するものです。

3 つ目は新としておりますが、各園のミドルリーダーに対する研修を実施し、ミドル研修修了生の支援力の向上につなげ、各園での園内研修のさらなる充実を図ることとしてお

ります。

4 つ目も新としております。高知市のモデル地域のフォローアップを行うとともに、次のモデル地域における「架け橋期のカリキュラム」の作成・実践を支援してまいります。

資料の左に戻りまして、3 親育ち支援です。内容につきまして5 ページで御説明させていただきます。親育ち支援・家庭教育支援の充実については、生涯学習課と連携し取り組んでおります。

資料一番上の対策のポイントに3 つ挙げておりますが、1 つ目が当課の親育ち支援の取組となっております。親育ち支援では、保護者の子育て力が向上するよう、保護者向けの研修や動画等による啓発等を行うとともに、親育ち支援の計画的な取組が充実されるように、保育者の親育ち支援のスキルアップに向けて取り組んでおります。

資料の中ほどの令和7 年度の取組のうち、左側の親育ち支援について御説明します。取組の1 つ目は、研修や交流会の開催によりまして、県内全園に配置されております親育ち支援担当者のスキルアップを図るものです。

2 つ目は、市町村の保育所管課の行政職員を対象に、幼児教育・保育の重要性を理解していただくための研修を行うことにより、親育ち支援に関する市町村の主体的な取組を促そうとするものです。

3 つ目は、各園が行う保護者を対象とした講話やワークショップへの支援などです。来年度は、現在配信しております、保育士が子育てのコツを開発する動画「子育てに役立つコツ」について、叱ること、褒めることなど、保護者のニーズが高いテーマについて新たに動画を作成し配信してまいります。

一番下の基本的生活習慣向上事業は、乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立に向けた啓発を、各園の御協力をいただきながら行うものです。

6 ページを御覧ください。こちらの右端の説明欄の真ん中辺り、3 保育サービス促進事業費の2 つ目、保育サービス等推進総合補助金は、育休からの復帰などによる年度途中からの入所希望に応えるため、あらかじめ年度当初から保育士を加配しておくといった手厚い保育サービスを実施する市町村に補助するものです。

多機能型保育支援事業委託料と多機能型保育支援事業費補助金は、全ての子育て家庭が身近な場所で支援が受けられるよう、園庭の開放や子育て相談などを一定回数以上実施する保育所を、本県独自に多機能型保育所と位置づけ支援するものです。

その下、特別支援保育・教育推進事業費補助金は、発達障害など特別な支援を要する子供を受け入れている保育所等に助言を行うコーディネーターを配置する市町村、また、医療的ケア児を受け入れるため、保育所等に看護師などを配置する市町村に対してそれぞれ補助するものです。

その下、スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金は、家庭への配慮が必要な就学

前の子供とその保護者に対する支援や、保育所等と連携した小学校への円滑な接続などを行うスクールソーシャルワーカーを配置する市町村に対して補助するものです。

一番下の5保育士等人材確保事業費につきましては、次の7ページにより御説明します。7ページ、保育士等の人材確保の資料です。

まず左側、現状欄を御覧ください。表に記載のとおり、本県の就学前子供数は減少傾向にありますが、保育士等の数は、保育ニーズの多様化を背景としてほぼ横ばいの状況です。また、下のほう、今後、1歳児の配置基準の改善や、こども誰でも通園制度など、国の新たな取組が順次展開されることも考慮しますと、さらなる保育士の確保が求められる状況だと考えております。

このため、真ん中の欄に整理しておりますが、現在の取組の課題や、保育士養成施設、関係団体との意見交換なども踏まえまして、就労の支援と離職の防止の両面から支援を充実することとしております。

右側の令和7年度の取組として、まず1つ目、保育士等人材確保事業委託料では、県社会福祉協議会内にある福祉人材センターにコーディネーターを配置し、就労の支援と離職の防止の両面から支援を充実することとしております。

1つ目の丸、求職者と保育所等とのマッチングでは、拡と記載しておりますとおり、本年度から充実しております保育職場に特化した形の福祉就職フェアの参加者増に向けた広報強化をはじめ、保育士等の職場定着のための支援として、保育所等の経営者層を対象にした業務改善研修や、若手保育士等の交流会を実施してまいります。

その下、保育士の資格取得を目指す学生への修学資金の貸付けや、保育士の補助を行う職員の配置への支援、さらに下のほう、保育所等における事務の負担軽減に向けた支援、また、拡とある部分ですが、先ほど御説明しました園内研修支援において、業務改善や若手職員の定着の観点からの研修メニューの設定、その下、新と記載しておりますが、若手保育士等の職場定着に向け、ミドルリーダーのメンターとしての役割に関する研修会を新たに実施するなど、支援を充実してまいります。

8ページを御覧ください。真ん中辺り、6子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所・幼稚園等の運営費に係る子ども・子育て支援新制度に基づく県の負担分や、同制度に基づいて延長保育や病児保育、一時預かりなど、子育てサービスの充実に取り組む市町村への補助などです。

9ページです。8保育所・幼稚園等施設整備事業費の1つ目、幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は、幼稚園等における遊具の整備などについて、その下、環境改善事業費補助金は、保育所等における老朽化した施設の改修などについて、それぞれ補助するものです。

一番下の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、子供が3人以上いる世帯の3人目以降かつ3歳未満児の保育料のうち、国の無償化の対象

とならない部分が無償とする市町村に対して補助するものです。

以上、当課の令和7年度当初予算案は41億2,000万円余りとなっております。前年度に比べまして5,000万円余りの増額となっております。主な増額理由としては、子ども・子育て支援事業費について、保育所等の運営費の算定基準となる国が示す法定価格の増額の改正によるものです。

当初予算案の説明は以上です。

続きまして令和6年度の補正予算案について御説明します。

11ページを御覧ください。歳出の主なものです。

真ん中辺り、4保育士等人材確保事業の1つ目、保育士修学資金等貸付事業費補助金は、修学資金の貸付原資について、国からの補助金を県が受け入れ、県から貸付事業を実施しております高知県社会福祉協議会に対して、国からの補助額が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

5子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所・幼稚園等の運営費に関する県費負担について、国が示す公定価格の増額改定が行われたことに伴い、当初の見込みを上回ったため増額をお願いするものです。

12ページです。6保育所・幼稚園等施設整備事業費の1つ目、幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は、国の補助を活用した幼稚園等の遊具の整備などへの補助につき、当初の見込みを下回ったことによる減額分と、令和7年度実施予定分を国の補正予算に合わせ前倒しで計上するICT化支援の増額により、トータルで起債の増額補正をお願いするものです。

2つ目、環境改善事業費補助金は、保育所等における老朽化した施設の改修などへの補助につき、市町村の実績が当初の見込みを下回ったことによる減額分と、令和7年度分を国に合わせ前倒しで計上する認可外保育施設へのICT化支援の増額により、トータルで起債の減額補正をお願いするものです。この整備事業費の令和7年度分につきましては繰越しもお願いをしております。

次の7保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費の保育所・幼稚園等高台移転検討事業費補助金は、今年度、1つの市が高台移転検討事業を実施予定でしたが、移転計画の策定に向けた地域との調整に時間を要することとなり、事業を実施しなかったため減額するものです。

13ページを御覧ください。繰越明許費です。これは、先ほど御説明しました幼稚園等及び認可外保育施設のICT化支援への補助につき、令和7年度分を国に合わせ前倒しで計上することに伴い、繰越しをお願いするものです。

令和6年度補正予算案の説明は以上です。

続きまして条例改正について御説明します。14ページ、第59号議案「高知県認定こども

園条例の一部を改正する条例議案」です。

改正の内容につきましては、次の15ページにより説明いたします。

15ページ、1改正の背景を御覧ください。これまで管理栄養士の国家試験は、栄養士免許を取得しなければ受験することができませんでしたが、令和7年4月の栄養士法の改正によりまして、管理栄養士養成施設を卒業した場合は、栄養士免許がなくても国家試験を受験できるようになることとなっております。この改正を受けまして、連携型外認定こども園において、食事を外部搬入する場合に求められる栄養の観点からの指導を、これまで栄養士免許を持つ者からしか受けられなかったものが、栄養士免許を持たない管理栄養士からも受けられるように国の基準告示が改正されます。

次に、2条例改正の内容について御説明します。高知県認定こども園条例は、保育所・幼稚園両方の機能を併せ持つ認定こども園の運営等に関する基準を定めております。この条例は、認定こども園法に基づく国の基準省令や告示に準拠する形で定められております。そのため、国において基準を定める告示が改正されることに伴いまして、今回、必要な改正を行うものです。

具体的には、表に記載のとおり、連携型外認定こども園において、食事を外部搬入する場合に求められる栄養士による必要な指導等が、栄養士に加えまして管理栄養士から受けることができるよう改正するものです。なお、幼保連携型認定こども園は、本条例において準用することとしている国の省令において必要な改正がされておるため、本条例改正は不要となっております。

施行期日は令和7年7月1日とさせていただきます。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 補正予算で減額になっておった部分でもありましたが、高台移転の分です。高台移転を希望されているところは今幾つぐらい、県内であるのでしょうか。

◎津野幼保支援課長 高台移転につきましては、これまで移転を希望する38園のうち、令和6年度末までに27園が移転完了となっております。残りが11園ございまして、そのうち1園が廃園。残り10施設について進めたいとお話をさせていただいております。10施設中2施設につきましては、統合の上、移転ということで現在、工事が進んでおります。3施設につきましては、移転への具体的な方針が決定をしているところです。残りの5施設につきましても検討を続けていただいているおり、県としても助言をしていきたいと思っております。

◎細木委員 残り5つあるということですけど、子供の命に関わることなので、早急に対応するようにしっかりサポートしていただきたいと思います。

もう一点、保育士不足ということで今も説明がありましたけれど、資格取得のための貸

付事業があるじゃないですか。それについては何年か働いたら返すに及ばないという事業の内容ではないんですか。

◎津野幼保支援課長 保育士の修学資金貸付事業につきましては、養成施設等での修学について資金を貸し付けるものですけれども、県内の施設で3年以上働いていただければ、その返済については免除する形になっております。

◎細木委員 それは非常にアピールできるポイントだと思うので。ぜひアピールしていただいて、保育士不足を少しでも解消していただきたいと思いますし、引き続き県としても政策提言を国に対しても行うということなので、そういう面でもいろいろ保育士確保に対する提言をしっかりと進めていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 貸付事業を使ってる人が何人おいでて、実際仕事に就かれた人が何人いたでしょうか。

◎津野幼保支援課長 事業を開始したのが平成27年度になりますけれども、令和7年1月末まで9年半で290人に貸付けをしております。現在在学中の方が66人で、令和5年度末までに卒業した方が207人になっておりまして、保育所等で現に勤務されている方は181人になっております。

◎岡田（芳）委員 パーセントで高いのか低いのかよく分からない。私は判断できないですけど、これは高いと見るものですか。

◎津野幼保支援課長 この制度を使って現に勤務していただいているのが80%ですので、もう少しと思いますけれども、早期の離職がどうしても起こっているのが現実だと思います。そのところはやはり我々としても早期の離職にならないよう施策として打っていかねばならないと思っております。

◎岡田（芳）委員 勤務すれば返済の免除制度もあるということなので、ぜひこれを活用していただいて、保育士の確保に当たっていただきたいと思います。

◎横山委員 保幼小連携について、接続充実事業ということで、これまでモデル地区でやってきた取組の状況と見えてきた課題。今後全県にどのように展開していくお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

◎津野幼保支援課長 モデル事業を3年間やってまいりました。高知市の春野東小学校区で、1校5園の先生方がお互いの教育内容を話し合うということを中心にやってくださっております。その中で、かけ橋期のカリキュラムを実際に作成をして、その上で検証、改善、発展させるサイクルを回していただく。それが持続可能な形かということで実際に取り組んでくださっております。そうした中で春野東小学校の学校の状況として、1年生の不登校はないと。それから不登校につながるような登校渋りも見られないということで、1年生が楽しく学校に通っているとお聞きしております。昨年12月に、県下の全小学校、それから全市町村から各園の先生方にも600名ほど集まってのシンポジウムを開催させて

いただいて、この取組の御紹介はさせていただきます。その上でこの取組自体は、5歳児の担任と1年生の先生だけが頑張ればできるものではなく、園全体、学校全体、ひいては園と学校、組織を越えての取組ですので、市町村の教育委員会がバックアップをして初めて成り立つ、そういった取組でございますので、市町村の教育委員会がしっかり園と小学校を巻き込んでバックアップして進めていただきたいと、訴えて広げていきたいと思っております。

◎横山委員 本当に大変いい取組だと思いますので、しっかり全県下に広げていただきますようによろしくをお願いします。

あと親育ち支援も大変重要な取組だと思うんですけども、すごく先進的にやってる地域があるのか。すごく頑張ってる地域があるのかどうか、地域間格差という意味でいうとなかなかシビアな話かも知れませんが、先進的にやっているところがあれば、それをしっかり横展開していくことも重要なと思うんですけど、その辺の状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

◎津野幼保支援課長 親育ち支援に関しましては、やはり今どうしても保護者の方が、地域の中で保護者同士で、自然にいろいろなことを耳に入れて親として育っていくことが難しい状況にあると考えております。その中で、園の先生方が、そういった子育てのスタート地点に立つことが難しい親御さんを目の前にして、何とか支えていきたいと、現場ではすごく先生方の思いが強くなっている状況だと我々は思っております。特にその進んでる地域というよりも、そういった方が既に親育ち支援について考える園の体制、親育ち支援の担当者を全園に置いてくださいと、我々からお声がけをさせていただいて、全ての市町村で既に動いていただいております。その中で特に思いの強い園の園長先生であるとか、園を引っ張っていかうとするリーダーとして地域を引っ張っていただける先生方に、地域の中でこうやってやっていかうと広げていかうと、そういった体制も我々が後押しをしていきたいと思っております。

◎横山委員 最後に。保幼小と一緒に親育ち、この2つをしっかり回していくことが重要だと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

〈小中学校課〉

◎三石委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 まず、令和7年度当初予算案について御説明します。

資料の1ページを御覧ください。まず歳入です。主なものについて御説明いたします。

9 国庫支出金の6教育費負担金は、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金です。

2 国庫補助金の12教育費補助金は、放課後等の学習支援員や部活動指導員の配置などの

事業費に対する国の補助金です。

次に、3 委託金の11教育費委託金は、国の委託事業で在外教育施設派遣教員や国の指定を受けての調査研究事業などに係るものです。

次に、2 ページを御覧ください。15県債の12教育債は、中部教育事務所庁舎をLED化するに当たり、事業債を活用するものです。

次に、3 ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。小中学校費の主なものについて右側の説明欄に沿って御説明します。

まず1 小学校教職員人件費と2 中学校教職員人件費については、小学校2,908人、中学校1,737人の教職員の給与費です。小学校教職員人件費には、小学校若年教員サポート事業として、サポート教員の配置の費用も計上をしております。

次の3 小学校教職員旅費と4 中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費です。

5 教育事務所費は、県内の3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料、中部教育事務所庁舎のLED化する設計等委託料及び改修工事請負費や事務費などです。

4 ページを御覧ください。上から8つ目の6 管理諸費のうち、1つ目の教職員人事システム運用保守等委託料は、教職員管理人事システムの保守を委託するための経費です。

その下の事務費につきましては、教職員の人事管理経費や、校長、教頭の管理職研修、小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費などです。

7 指導諸費は、小中学校の教育課程における教育活動を推進するための研修旅費などの経費です。

8 学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業の経費を計上をしております。

そのうち学力状況調査委託料は、学力課題を改善するために、小学校4年、5年と中学校1年、2年の全児童生徒を対象とした学力調査、質問調査を実施することとし、問題の作成、採点、集計等の業務を委託するものです。

5 ページを御覧ください。学習支援アプリ導入促進事業委託料は、中学校20校程度のAI学習支援アプリの初期セットアップ研修パッケージの業務を委託するものです。

放課後等学習支援事業費補助金は、児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図るために、放課後及び長期休業期間に実施する補充学習等の学習支援員の配置を行う市町村に対して支援を行うものです。

次に、部活動指導員配置促進事業費補助金は、中学校の文化部活動を担当する教員を支援し、部活動の質的向上を図るために、単独で指導や引率などができる部活動指導員の配置を行う市町村に対して支援を行うものです。

次に、外国語指導助手等配置事業費補助金は、児童生徒の英語力の向上のため、外国語

指導助手等の配置を行う市町村に対して支援を行うものです。

次の事務費ですが、主な事業の予算が事務費に含まれておりますので、別の資料にて御説明いたします。

7 ページを御覧ください。対話型 A I を活用した学習支援実証研究事業は、A I を活用した学習支援アプリを導入することで、授業や授業外学習の充実や英語力向上を図ることができているかの成果、効果を検証するための連絡協議会等に要する経費を計上しております。

それでは、議案説明書（当初予算）に戻ります。8 ページの 9 豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み、豊かな人間性を培っていくために、キャリア教育や道德教育を推進するものです。

高知県教育文化祭負担金は、子供たちの情操教育や感性を育むため、各種文化行事を主催する高知県教育文化祭運営協議会と共催する、県としての負担金です。

キャリア教育推進事業費補助金は、学校ぐるみで地域の伝統行事や産業の継承等に取り組む学習活動を行う市町村に対して支援を行うものです。

最後の事務費については、キャリア教育の充実を図るための協議会や、道德の副読本の印刷費用などです。

以上、令和 7 年度の小中学校課の当初予算の合計は364億5,526万2,000円で、対前年度比 5 億5,701万2,000円の増となっております。

引き続きまして令和 6 年度補正予算案について御説明します。11 ページを御覧ください。

まず歳入について、11 教育費補助金及び11 教育費負担金は、後ほど歳出でも説明させていただきますが、それぞれ事業の執行額が見込みを下回ったことなどにより減額したものです。

12 ページを御覧ください。歳出について右側の説明欄で御説明いたします。

1 中学校教職員旅費は、修学旅行費や赴任旅費が見込みより少なかったことなどから、教職員に係る旅費の不用額が発生したものです。

2 教育事務所費は、公用車の更新について入札残が生じたことなどから不用額が発生したものです。

次に、3 学力向上推進対策費のうち、英語教育実施状況調査等分析委託料は、国の指定を受けて行う事業について申請をし、審査の結果採択されましたが、個人への委託となり、報償費で支払うこととなったため不用額が発生したものです。

以上で小中学校課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 対話型の A I 学習の関係なんですが、今回、中学生対象で英会話の練習用に

というお話なんですけれど、まず1点お聞きしたいのは、他県での導入事例、またそこでやった結果どういう効果が上がっているか、教えていただけますか。

◎蛭子小中学校課長 対話型A Iにつきましては、既に山口県や岐阜市、私は報道等で知ったんですけれども渋谷区等でも導入がされていると聞いております。山口県に視察に行きまして、そこでは子供たちが本当に自分のペースで学習を進めている様子が見られるとともに、特にヒントを教えてくれる。そういう答えを教えないものなので、子供たちはどんどん自分で質問をする中で理解が深まっていっている、そういうような声も聞いております。さらに言いますと、なかなか学習についていけなかった子供たちの中でも、特にこのアプリを使うことで、自分でどんどん進める中で、大学の問題にまで行ったというようなお話も聞いているところです。

◎下村委員 英会話はどうしても相手がいなくてきちんとした勉強にはならないので、その意味ではこのA Iを使って対話しながら自分の英語力を確かめていくというやり方は、本当に今の時代に合うし、正しいものだと思うんです。実証を今回やってみて、どういうところまでいけば、今回、成果があったというか、例えば英検の目標をここまでにするとかあると思うんですけれど、その辺りの目標設定はどんな感じで考えられていますか。

◎蛭子小中学校課長 自らが学習を進められる子供たちを育てたいという思いがまずありますので、子供たちが自分で計画を立てて学習を進めることができているのかというようなアンケート調査等を行って、そこをしっかりと見取っていきます。さらに特に英語につきましては、中学校3年生の英検3級相当が50%ということで、国で目標にされておりますが、高知県は厳しい状況にありますので、そこには何とかたどり着ければと思っております。あわせて、この対話型A Iにつきましては、英語だけではございませんで、全ての教科が活用できるものを想定しているところです。

◎下村委員 自分の認識では、英語のような感じで対話でやっていく教科が特に効果が出やすいし、一番ベストだろうと思っていたんですけれど、ほかの教科というと、国語とか理科とか、それもA Iに何か答えてもらおうとか、そういうやり方でやっていく授業の構成になるんですか。

◎蛭子小中学校課長 全ての教科において探求型の学習が進められるように、答えは教えないけれども、どういうふうに考えていけばいいのかというヒントを与えてもらえる、そういうアプリを想定して活用したいと考えています。国語で読書感想文を書く場面があるかと思います。その読書感想文を書くに当たって、どういうふうな読書感想文を書けばいいのかというような質問をこの対話型A Iにしますと、印象に残ったところはどこですかとか、自分の中で心に残ったのはどんなところなのか具体的に挙げられますかとか、そういうやり取りをしながら、子供たちは自分の考えをまとめていくものを想定しているところです。

◎下村委員 今回このA Iを使うに当たって心配している部分がまさしくその部分です。A Iを使って簡単に何でも自分が努力しなくてもある一定のベースをつくってくれることを、小学生なり中学生なりが自分で体験してしまうと、努力せずにA Iに任せてある程度答えをもらって、それを自分のものとしていくようなことが起こり得るんで、これを入れるに当たって、僕は英会話だけであればそんなに弊害はないのかなと思ったんです。ほかの教科でもやるようであれば、まずA Iを使ってやっていいことと悪いことがあるよというところから始めないと、特に小学生とか小さい子供たちは、いやこんな簡単にできるんだったらもうこれでやろうみたいな感じにいきかねないんで、そこの部分をきちんとやった上でのA I教育が推奨できるんじゃないですかね。これは本当にお願いをしたいと思うところですけど、いかがでしょう。

◎蛭子小中学校課長 委員おっしゃられるような心配は当然されるところです。ただ、入れようとしているアプリ自体が、まず探求モードのアプリということで、答えは絶対教えないものです。先進校の取組等で聞いてみますと、最初は答えをいつまでたっても教えてくれないので、子供はどちらかというといらついてきたりという感想が出ていました。ところが、これをどんどん進めていくうちに、自分の考えとは違う意見にまで考えを広げることができたとか、より理解が深まった。今までの自分の理解よりもさらにA Iを使うことで理解が深まったなんていう子供たちの声も頂いているところです。なので、やはり一定どういうメリット、デメリットがあるのかについては教職員にしっかりと研修をした上で、この活用に入りたいと考えております。

◎三石委員長 今、課長から答弁もありましたから、それ以上のことを言うこともないけれど、物すごく大事なことを下村委員は言われたんで、そこら辺りのことを十分押さえた上でやっていかないと大変なことになる。今、答弁いただいたからいいけれど。その辺り十分留意をして活用していただきたいと思います。

◎細木委員 関連して。ポンチ絵にも書いてますように、A Iの性質やメリット、デメリットってありますけれど、デメリットについては先ほど出た分ですか。ほかに教職員に対してデメリットの分を周知する内容があれば。

◎蛭子小中学校課長 対話型A Iを活用するに当たりましては、まず文部科学省からガイドラインが出ておりますので、それをまずはしっかりと押さえた上でメリット、デメリットをしっかりと捉えて活用をしてまいりたいと考えております。さらに言いますと、個人情報を入れたりとか、そういうことがないようにということもしっかりと徹底もさせていきたいですし、このA I自体が教育用のA Iですので、爆弾の作り方を教えてくださいなんていうことを入力しても、それは答えられませんと返ってくるものになっております。そういうものを活用する予定にしております。

◎細木委員 修学旅行、学校の先生の旅費のところもありましたけれど、大阪・関西万博

に行こうという意向を示している学校がどれぐらいあるのか。その下見に対しての旅費は支給される予定になっているのか。そこを教えてください。

◎蛭子小中学校課長 何校が行くというところまでは現在把握をしていないところですが、意図調査はしております。そこは確認はできるのかと思いますが、ただその中に万博が入っているかどうかまでは分からないかも知れません。下見については旅費等の支給はしておりません。現状はそういう状況です。

◎細木委員 どの学校が行くかというのはしっかり把握をしちよってまろうて、分かった時点で報告していただきたいと思いますので、要望として言っておきます。

もう一点。全国学力調査、昨日の新聞であったように、文科省が公表の仕方については検討しているということで、過度の競争教育につながっている、教職員の負担になっているということで、見直しを求める意見もあったということですが、教育長に聞きたいんですが、教育長自身としてはどのように公表の仕方については考えられてるのでしょうか。

◎長岡教育長 現在においても国は、各都道府県については出すけれども、それも整数値で出す。その上で市町村については出すとは言っていないわけで、そういう意味で文部科学省の考えておられることは十分、自分としては理解できるなど。基準となるところとどれだけ離れているのかを一定自分の状況を把握しなければ次の手が打てない。そういう意味では、全国値とどれだけ違うのかとか、そういうようなところは我々として知らなければならぬと思っています。

◎岡田（芳）委員 先ほどの細木委員の万博への学校として行くケースです。まだ十分把握はされてないということなんですけれど、仮に学校として行かれる場合に、もし事故があった場合の責任は校長になるという話を伺ったんですけれども、県教委としてそういう認識があるのかどうか、そういう認識で正しいのかどうか、確認をしたいです。

◎蛭子小中学校課長 修学旅行の行き先につきましては、あくまでも学校教育活動の中で行うものですので、当然、最終決定は校長が行うものと認識をしております。ただ、どこに行くかについて、単に学校だけで決めるのかどうかは、特にそういう心配されるような状況がある場合には、市町村教育委員会等は当然そこに関与されるのではないかと考えております。

◎岡田（芳）委員 大阪・関西万博、今、夢洲の会場、安全宣言が出てないですし、駅の雨漏りの問題とか出てきてますしね。夏の暑さも大変だと思うし。行く時期にもよるかも知れませんが、安全宣言が出てない中で行く場合に、万博協会とか国とかは責任を持たない。結局最終的には学校長の責任になるんだということが言われているので、そういう認識はしっかりと共有しないといけないなと思いましたのでお聞きしたところです。

◎金岡委員 大体同じような話なんですけれど、ここに書いてあるとおり、学力向上推進対策費と書いてるんですから、結果について分析はされてると思いますけれど、ずっと同

じだったらおかしいわけですね。毎年変わっていかんといかん。できれば向上していかなんといかんという。これはもう当たり前の話なんで。しっかりとした分析をやってもらいたいと。特にAIについては、危ないという思いもありますので。先日の報道でスウェーデンでしたか。いわゆるタブレットを使って教育していたら学力が下がったということで、紙媒体に戻しているという話も出ていますので、ここはしっかりとした分析をして、次の年には少しでも右肩が上がるような状況をつくっていただきたいと思います。これは要請ということで構いませんので、よろしくお願いします。

◎横山委員 地域への理解と愛着を育むキャリア教育は小中学校と高等学校に引っかけると。教育長にお聞きしますけれど。今回、議会本会議でも人口減と定着、Uターンで、この総務委員会でもUターンを促進する、県内就職を促進する、定着、定住するというのをやっている中で、このキャリア教育の果たす役割。今までやってきたこととこれからというのは少しフェーズが違ってくるのかなと思うんですけれども、その辺りの教育長の御所見があればお聞かせいただきたいと思います。

◎長岡教育長 今までも小中学校であれば、道德教育であるとか、特別支援活動とか、あるいは総合的な学習の時間、そういったものを使って地域を知るということをやってきました。今回はやはりそれ以上に実際に動いて、そのものを体験するとか、触れるとか、あるいは地域の方と話をするとか。高等学校も同様ですけれども、高等学校もいわゆる宿泊をしながら、みんなで話し合いしながら、実際の企業の方と話をするとか、あるいは地域を見るとか、そういったことをやっていきますので、実体験をするという意味では、今までとかなりフェーズが違って、大きいものだと感じております。

◎横山委員 それを最終的に、少しでもこの人口減少下の中において、人口減少対策。教育委員会が一元的にやることではないかもしれませんが、そこに根っこを張ったところが最終的にそうになっていくのを我々期待してるんですけれども、しっかり郷土愛につなげていく、地域への理解と愛着につなげていくことを常に念頭に置いてぜひ取り組んでいただきたいということを要請させていただきます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校課〉

◎三石委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 当課の令和7年度当初予算につきまして御説明します。高等学校課資料の1ページを御覧ください。項目が多くございますので、主要項目を中心に説明いたします。

まず歳入ですが、当課の歳入の主なものとしては、左端の科目欄にあります11教育使用料の中の県立高等学校の授業料、受講料と、12教育手数料の中の県立高校入学時に徴収し

ます入学科及び県立中学校・高校を受験する際に徴収します入学手数料です。

次に、2 ページを御覧ください。左端の科目欄、12教育費補助金の中ほどにあります区分（10）高等学校費補助金につきましては、高等学校等の授業料の支援のための高等学校等就学支援金交付金と、授業料以外の教育費の支援としての奨学給付金として高等学校等修学支援事業費補助金などを計上しています。

3 ページを御覧ください。科目欄の上から1つ目、1 特定寄附金の（7）高等学校費寄附金につきましては、県内高校生の探求型海外留学の支援を行うこうち未来創造グローバル人材育成事業に関し、企業などからの寄附金を計上しております。

続きまして歳出について説明します。4 ページを御覧ください。当課の令和7年度一般会計歳出予算総額は190億2,438万3,000円、対前年度比4億4,024万7,000円の増となっております。

左端科目欄の3つ目にあります2 情報教育推進費です。

右端の説明欄を御覧ください。1 情報教育推進費は、県立学校の教職員の校務用パソコンのリース等に要する経費です。

次に、5 ページを御覧ください。左端科目欄の2 高等学校費です。

右端説明欄を御覧ください。一番上の高等学校教職員人件費は、高等学校における教職員の給料、職員手当、共済費です。

その4つ下の4 管理指導諸費は、人事関係業務や校長会等の開催経費、県立中学・高校の教育活動を推進するための支援指導に要する経費などです。

その2つ下、授業料等徴収管理システム運用保守委託料は、今年度、業務の効率化、教職員の業務負担軽減、保護者の利便性の向上を図りますため、県立学校に導入しました授業料等徴収管理システムの運用保守に係る経費です。

6 ページを御覧ください。右端説明欄の上から6つ目、5 高校教育推進費についてです。高校教育推進費につきましては、全ての学校の特色ある教育活動を推進しますとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チームでの学校づくりの推進や、キャリア教育の視点で生徒一人一人の進路実現を支援し、学習意欲を向上させるための各事業を実施する経費などです。

その3つ下の基礎学力把握検査等委託料につきましては、県立高等学校の全日制及び多部制昼間部の全ての生徒と、定時制、多部制夜間部、通信制の生徒のうち、希望する生徒を対象に、高校入学時から高校2年生11月までの学力学習状況の推移を、学力定着把握検査を実施することにより把握し、基礎学力の定着に向けた学校の組織的取組や、生徒の学習習慣の確立に向けた具体的手だてを、PDCAを回しながら推進するものです。

続きましてその3つ下、生徒活動交流促進事業等委託料につきましては、県内の高校生が参加し、先ほどもありましたが、地域の産業、文化等を学ぶ宿泊研修、新しい学校の

リーダー研修の実施などに係る経費です。

7 ページを御覧ください。上から 3 つ目、こうちグローバル人材育成事業費補助金につきましては、支援企業から寄附金や、日本学生支援機構からの交付金を主な財源として、派遣留学生へ返済不要の奨学金等を支給するためのものであり、12 月補正時に御説明しましたとおり、国のトビタテ！留学 J A P A N の留学支援を活用し、産学官で協働して、県内高校生の探求型海外留学の支援として留学生に補助するものです。

その 1 つ下の事務費についてです。主な事業の予算がこの事務費に含まれておりますので、別の資料で御説明します。

8 ページを御覧ください。授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化の資料の左端の現状欄を御覧ください。学力定着把握検査の結果、C 層以上の生徒の割合が増加をし、D 3 層の割合が減少するという結果が得られております。ただし、生徒の学習習慣には依然課題が残っておる状況です。

そのため、これらの課題に対し、資料中央右側に、課題解決に向けた取組をまとめております。まずは、県立高校内に授業デザインプロジェクトチームを組織し、各学校の実態に即した授業改善の取組を当課が支援いたします。具体的には授業デザインの具体例やノウハウをまとめたパッケージを学校に提供することとしております。

これらの方向性を具体化するために資料右側、具体的取組の事業を考えております。来年度も基礎学力把握検査で生徒の学力定着度を把握、分析し、その結果を基に学力向上や授業改善のための助言を行います。また、A I ドリルやデジタルノートなどのデジタルツールを導入し、授業内外の学習環境を整備します。さらに、放課後の補習や授業でのチームティーチングに学習支援員を配置をし、個別最適な学びと協働的な学びにつなげてまいります。

続きまして 9 ページを御覧ください。下から 3 つ目、8 就職支援対策事業費ですが、各校の就職支援を目的として就職アドバイザーを配置するもので、令和 7 年度には県内に 6 名を就職アドバイザーとして配置し、生徒への就職支援などに取り組んでまいります。

続いて 9 県立中学校等運営費から、11 ページの下から 4 つ目の 14 定時制高等学校運営費までの経費は、県立中学校、全日制高校及び定時制高校の学校運営、産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、水産指導実習船の運営に要する経費です。

12 ページを御覧ください。右端説明欄の 17 高等学校等就学支援金事業費は、授業料支援の就学支援金や授業料以外の教育費支援をするための奨学給付金を支給するために必要な経費を 13 億 5,524 万 3,000 円計上するものとなっております。現在、国会で高校授業料の無償化について審議をされておりますが、国の令和 7 年度予算が修正案どおりに可決された場合には、県の予算につきましては 6 月補正予算で計上する予定としております。

続きまして特別会計について説明いたします。15 ページをお願いします。高等学校等奨

学金特別会計ですが、高等学校等奨学金貸付事業は、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう、奨学金を貸与するものです。

まず歳入ですが、科目欄の上から3つ目、1繰越金は、特別会計にて運用しております高等学校等奨学金の貸付原資からの繰越金です。

2諸収入の区分(2)貸付金元金収入は、貸付金の返還金です。

16ページを御覧ください。歳出についてです。令和7年度の貸与見込み者数は、新規195名、前年度からの継続200名の計395名を予定しております。

説明欄の上から3つ目、奨学金市町村事務処理交付金は、市町村にお願いをします中学校3年生向けの予約申請の事務について、事務費相当分を市町村に交付するものです。

一番下の2一般会計繰出金は、近年、奨学金の返還金が貸与額を上回り、翌年度への繰越金が増加傾向にある状況に鑑み、返還された貸与原資の一部を高等学校等奨学給付金の財源としますため、一般会計に繰り出すものです。

結果として、令和7年度高等学校等奨学金特別会計予算の総額は2億1,942万7,000円、前年度比1,278万4,000円の減となっております。

続きまして令和6年度一般会計補正予算について御説明いたします。

20ページを御覧ください。歳出についてです。当課の令和6年度2月補正の一般会計歳出予算総額は986万3,000円の減額となっております。

科目欄の2情報教育推進費ですが、説明欄の中の1情報教育推進費の減額理由は、備品購入費等が入札により見込みを下回ったことによるものです。

左端科目欄の2高等学校費です。

右端の説明欄を御覧ください。1高等学校会計年度任用等職員費の減額理由につきましては、報酬や共済費が見込みを下回りましたことによるものです。

2高校教育推進費につきましては、主に情報、数学の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な学び、探求的な学びを強化する、国の高等学校DX加速化推進事業におけるICT機器整備などの費用として1億8,100万円の増額をお願いするものです。

21ページを御覧ください。右端説明欄の6こうちグローバル人材育成基金積立金につきましては、こうち未来創造グローバル人材育成事業に対しての支援企業からの寄附金について450万円の増額をしております。

左端、4高等学校振興費についてです。

右端説明欄の1県立中学校等運営費につきましては、県立高知国際中学校及び県立中村中学校の給食を各市の給食センターから提供いただいております、その運営費について負担金として各市に支払いをしておりますが、見込みが当初を下回ったため減額するものです。

22ページを御覧ください。繰越明許費明細書についてです。事業名欄の高校教育推進費

につきましては、先ほど歳出で説明させていただきました高等学校DX加速化推進事業に係るものでして、国の補正予算対応によるものです。

続きまして特別会計について御説明します。

24ページを御覧ください。科目欄の1 高等学校等奨学金貸付事業費は、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたため不用となりました貸付金等を減額するものです。

続きまして29ページを御覧ください。第42号議案の「こうちグローバル人材育成基金条例議案」について御説明します。内容につきましては別資料で説明をさせていただきます。

次の30ページを御覧ください。まず条例の概要について御説明します。今回の条例は、グローバル人材の育成を目的とした高校生の海外研修を支援するため、こうちグローバル人材育成基金を設置するために制定するものとなります。

対象事業のこうち未来創造グローバル人材育成事業は、12月議会総務委員会で補正予算について説明しましたとおり、国のトビタテ！留学JAPANの留学支援を活用し、産学官で協働して県内高校生の探求型海外留学の支援を行うものです。

この事業は、支援企業からの寄附金や日本学生支援機構からの交付金を主な財源として、派遣留学生への返済不要の奨学金等を支給するためのものですが、翌年度以降にも奨学金等の財源に寄附金を充当できるようにするために基金を活用するものです。

施行日は公布日から施行することとしております。

続きまして31ページを御覧ください。第62号議案の「県有財産（教学機器）の取得に関する議案」について御説明します。議案を提出する理由ですが、高知県財産条例第2条第1項の規定によりまして、議会の議決に付さなければならない財産の取得となるためです。取得する教学機器は授業用パーソナルコンピューター一式9組です。

32ページを御覧ください。議案説明の内容となりますが、令和7年度に高知県立中芸高等学校ほか8校に設置いたします教学機器としての授業用パーソナルコンピューター一式を取得するもので、9校分を合わせまして9,845万円で、四国通建株式会社高知支店から購入しようとするものです。令和7年度更新に係る授業用パソコンを令和6年度に入札等手続をする理由ですが、更新予定パソコンのOSが令和7年10月14日にサポート終了となり、当初予算計上のスケジュールではサポート終了までに整備が間に合わないため、令和6年度当初予算時に債務負担として予算計上しており、令和6年度中に入札、契約を行うものです。今回の財産の取得につきましては、一般競争入札により令和6年11月26日に公告を行いまして、令和7年1月21日に入札を実施し、令和7年2月5日付で仮契約を締結しております。本議会での議決を得ましたら、仮契約を本契約とする旨の意思表示をし、本契約とする予定です。

高等学校課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 ICT教育充実のためということで様々予算を組まれてると思いますけれど、高校の先生からプロジェクターが全然足りんという話もあったり、電子黒板はほとんど整備されてないという話もあるんですけれど、各学校に公平なICT環境に整備していかないかんと思うんです。その点で、それぞれ学校の特色もあるけれど、ICT機器の導入の目標ですよ。この機種については何年までにどういうふうに整備していくという目標なんかはあるんでしょうか。

◎並村高等学校課長 先ほどお話をさせていただきました教学機器に電子黒板であったりそういったものが含まれておりまして、各校で大体7年ごとに更新するようにしております。その際には学校の使用状況等も勘案しまして更新するようにしております。

◎細木委員 整備の目標はないんですか。電子黒板は何年までに50%を何台整備するとか、そういう目標なんかはないんでしょうか。

◎並村高等学校課長 当課としては、台数についての目標は特に出しておりません。あくまで学校から要望があった際に検討していく形を取っております。

◎細木委員 国が来年度から令和9年度までに学校のICT環境整備3か年計画ということで、有利なデジタル活用推進事業債もあるので、この1億8,000万円のやつはこれを使うのかもしれませんが、国の分を使うような想定になってるんでしょうか。

◎並村高等学校課長 DXハイスクールにつきましては、各学校ごとに上限大体1,000万円ぐらいの予算がつくような形になっておりまして、今年度から取り入れております。来年度もまた新たに9校で入れる予定としておりまして、その予算として国からの1億8,000万円あたりを充てる形になっております。その中で先ほどお話にありました、例えば3Dプリンターであったり、各学校に必要なDX機器等をその中から設置する形も取ることができます。

◎細木委員 プロジェクターの話もありますので、各校すごく切実なお話だったので、必要な部分はしっかり対応してもらいたいと思います。

グローバル人材育成事業についてですけど、12月にも言ったかもしれませんが、奨学金も支給されるんですけど、自己負担として支払わないかんようなものはありますか。

◎並村高等学校課長 行き先あるいは行く期間によっても若干変わってはきますけれども、当課で負担する金額だけでは足りない状況にあると思います。つまり生徒の自己負担は発生する状況になります。

◎細木委員 行く国によっては病気になって、外国人でも医療費が支払われるところもあれば、べらぼうな額で請求されるところもあるので、海外旅行保険みたいなのも入らないかん。それもやはり自己負担でしょうか。病気になったりしたときも。

◎並村高等学校課長 そういった場合に備えまして保険に入ることがこの事業に参加するための条件としておりますので、そこは自己負担になります。

◎西森（美）委員 昨年度からスタートしたクラウドファンディングのふるさと母校応援制度ですね。初年度ということで、期間がタイトであったりとかもしたんですけれど、11校で様々な提案があったと思います。昨年度がどうだったのかということと、今年、昨年度のオール・オア・ナッシングがどうかという議論もあったし、様々な要望もあったと思うんですけれど、今年どういう形で見直されるのか、それを教えていただきたいです。

◎並村高等学校課長 お話にありましたふるさと母校応援事業ですけれども、今年度につきましては四万十高校のみが達成という状況になりました。そのほかが達成できなかった要因としては、委員からのお話もありましたとおり、ホームページにアップするまでに時間を要して、募集期間が非常に短くなってしまったことなどが挙げられております。お話のありましたオール・オア・ナッシングの形で現在取り組んでおりますが、各学校の提案内容によりましては、オールインが可能なものももし出てくれば、そこは財政課等とも協議をしながら、そういった方向もできないか協議を進めてまいりたいと思っております。

◎西森（美）委員 11校中、四万十高校のみということですね。小さな学校のでっかい夢の実現に向け、入学者・部員増を目指すというテーマで、74万円の目標金額だったと思うんですけれど、課長が言われたみたいにオールインにしていくことも一つの選択肢です。予算が計上されてスタートして周知期間があまりにも短いことと、学校でもプロジェクトを立ち上げるまでに時間がなかったということもあるので、今年は当初から準備を進めていくこともできるわけなので、いい取組として、スモールスタートからでもいいのでしっかり育てていただきたいと思います。要望を求めています。

◎並村高等学校課長 現在はオール・オア・ナッシングのみという状況になっておりますが、今後その内容についてはまた協議をしていきたいと思っております。

時間的なことにつきまして、おっしゃっていただいたとおり、昨年度は年度途中から学校に募集をかけて、ホームページの用意をしてということがばたばたありましたので、なかなか期間が短かったんですけれども、来年度につきましては年度当初から取り組んで、時間的な余裕も見込めるものと思っております。

◎岡田（芳）委員 お話ずっと伺ってて、DXハイスクールとか、授業と授業外の学習の切れ目なくやるシームレス化ということで、なかなか教員の皆さんの負担というか。研修なんかは非常に大事じゃないかなと思ったところです。かなり教員の皆さんに対する負荷がかかってくるかなという気もしたんですけれど、教職員の皆さんの研修、スキルアップはどんな形で進めていかれるのか。

◎並村高等学校課長 25ページの資料になりますけれども、来年度も当課で学校訪問をしながら、授業改善に向けた支援等は続けてまいります。ただ、それを学校でも、各学校の実情に応じてそれぞれの取組が進みますように、校内に授業デザインプロジェクトチームを設置していただきまして、学校の中でもそういったもので研修もしていただくようにな

っておりまして、そこに対する支援も充実をしていきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 プロジェクトチームをどういうメンバーでつくるかということもあるし、十分相談しながらやらないと、どっかに負荷がかかったりとかいうことになるとうけないかなと非常に感じます。

これから情報化がかなり進むと、科学リテラシーと書いてますけれど、やはり情報リテラシーですね。その情報が本当に正しいのかどうか判断ができるような、全部うのみにするようなことではまずいと思うのでね。高校生たちが客観的に判断ができるようなことが大事だなと。情報の扱い方自体をしっかりと教えることが大事だと思うんですけども、その点はどう取り組まれるんでしょうか。

◎並村高等学校課長 今年度から新たに大学入学共通テストの中にも情報Ⅰという試験科目が追加されました。情報Ⅰは高等学校全員必修の科目でありまして、その中でさっきおっしゃっていただいたような情報モラルであったりリテラシー教育については取り扱うこととしております。全員が受講するものとなっております。

◎下村委員 教学機器の県有財産の関係ですけど、約1億円で9組ということだったんですが、これはパソコン自体の台数は大体トータルでどれぐらいの規模感のものですか。

◎並村高等学校課長 今年度につきましては9校にデスク型パソコンを330台。各校生徒用40台と、教員用1台を原則として入れることとなっております。

◎金岡委員 いろいろ疑問を感じていますので、この場でお伺いしたいと思います。国では私学を、授業料助成ということも決まるようですけれども、そうすると、私学は高知市しかありませんから高知市へ出ます。かつては高知国際高校がやりましたね。それも県下全域から生徒を募集するということで、少なからず出ます。そういうことで、我々の中山間地域の生徒はどんどん市内に集まるわけです。その中でたくさん絶対数がおれば、それはそれでいいんですけど、もう生徒がいらない状況ですね。一方では中山間再興ビジョンでは50%の進学率という話をしています。話が矛盾してるでしょ。それを進めていく。一生懸命やってますよ。そして魅力化というようなことでやってます。そして、どんどん生徒が市内へ行っていなくなって、そのなくなった分は県外から連れてきなさいという話でしょ。これどう考えてもおかしいんですよ。だから、それをどうするのかと言ったときに、市内並みに郡部の中山間の高校も充実させてください。施設も人員も。今回のこの予算を見ても、施設整備費というと、順番があるかもしれませんが、やはり追手前高校とか小津高校とかになるわけですよ。疑問を感じますよ。いかがですか。教育長に聞きましょうか。

◎長岡教育長 各学校それぞれに魅力化を図っていかなければならないと。市内の学校は市内の学校並みに魅力を図っていけないといけないし、郡部の学校は郡部の学校で、そこにはたくさんの資源があるわけですから、これをうまく使って魅力化を図っていくという

ことはしていかなければならないと思っております。それとあわせて、市内の学校においても定員数をそのままにしておくわけではありません。市内の公立校ですけれども、これも一定絞っていきます。そういう意味では、みんながみんな市内へ集まるということにはなっていないだろうと我々は踏んでいます。

◎**金岡委員** いずれにしても私の言っていることは分かると思いますので、逆に市内から郡部校へ行くぐらいのものにしていかなければおかしいことになってしまうので、よろしくお願いしたいと思います。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

ここで10分休憩いたします。再開は3時半とします。

(休憩 15時20分～15時29分)

◎**三石委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

どうぞ、発言を許します。

◎**高橋学校安全対策課長** 先ほど西森委員から、県立学校のヘルメットの着用について教育振興計画に立てる目標との開き、どの程度あるのか御質問いただきました。その回答についてですけれども、令和6年度については20%の目標を立てております。この目標までの開きが40人、あと40人達成すると20%いきます。令和7年度以降は5%ずつ高くなる目標を立てておりますので、令和7年度であれば25%、令和8年度であれば30%、令和9年度であれば35%、この目標に向けて今後取り組んでいく予定となっております。令和7年度については、現状からいくと、あと370人必要となっております。

以上です。

〈高等学校振興課〉

◎**三石委員長** 次に、高等学校振興課の説明を求めます。

◎**野田高等学校振興課長** 初めに当課の令和7年度当初予算について御説明します。

2ページを御覧ください。歳入につきましての説明は省略させていただき歳出から御説明します。②議案説明書（当初予算）663ページの抜粋です。

一番右の説明欄中ほどにありますように、当課では遠隔授業教育に関します1教育研究指導費、そして学校の振興に関します2高等学校振興推進事業費がございます。これらの事業内容につきましては、説明資料の4ページ及び5ページで御説明します。

4ページをお開きください。教育研究指導費として、主に遠隔教育の推進に要する経費です。中ほどにあります令和7年度の取組について御説明します。まず、①県立学校における遠隔授業等では、令和7年度は遠隔授業の受信校は県立学校15校を予定をしております。

して、地理歴史の科目を新たに配信することとともに、中村高等学校本校から西土佐分校への学校間の遠隔授業を行ってまいります。さらに、これまで実施してきました公務員試験対策等の遠隔補習。また、大学進学対策として情報Ⅰなどを追加することで、より一層、生徒の多様な学習ニーズに対応してまいります。

右上の②の免許外指導担当教員支援事業につきましては、美術・技術の科目におきましては教育センターから遠隔教育システムを活用するなどして中学校における免許外指導担当教員の支援を行ってまいります。

右下の③各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業につきましては、令和6年度から国の指定を受けて取り組んでおりますもので、地理的条件などにとらわれず、いずれの高等学校においても多様な学習に対応していくために通信制課程などでの遠隔教育の活用や学校間連携の研究を進めてまいります。

続いて5ページを御覧ください。高等学校振興推進事業費の主な取組を御説明します。この事業につきましては、このたび策定します県立高等学校振興再編計画に基づき、主に中山間地域等の高等学校が魅力化、特色化を進めるために要する経費です。

中ほどにあります令和7年度を取組を御覧ください。まず、高校魅力化コーディネーター配置事業では、中山間地域等の小規模校の魅力を推進しますために、高校と地元市町村等で構成されます地域コンソーシアムの運営、地域との連携協働、県外からの生徒募集などの取組に関わりますコーディネーターを配置するものです。本年度は5名を募集しましたところ、現在3名を任用して1名が内定している状況です。このコーディネーターを8名まで拡充をしてまいります。また全国の高等学校の魅力化に取り組む専門機関に地域コンソーシアム構築運営や、コーディネーターの育成についての伴走支援などを委託することで専門的なアドバイスを受けながら高等学校の魅力化、特色化の取組を進めてまいります。

左下、高等学校活性化推進事業費補助金についてです。県立高等学校振興再編計画において、中山間地域等の小規模校のグループとしました13校では、学校と市町村が地域コンソーシアムを構築し、生徒数確保の努力目標の達成に向けアクションプランを作成して実行していくこととしております。このアクションプランの実行のために市町村が取り組み、また負担をする経費に対しまして、2分の1以内、1校当たりを75万円を上限として補助しようとするものです。

右上、高校魅力化プロモーション事業です。全国の多くの生徒に本県の高等学校へ入学を希望していただくために、全国募集の取組である地域みらい留学への参画や、県独自にこうち留学フェアという説明会を県の移住部門とも連携をしながら開催しますとともに、パンフレットやSNSによる情報発信などで県立高等学校のPRを積極的に行ってまいります。地域みらい留学への参加校は、本年度の6校に加えまして新たに4校を加えた10校

に拡充をまいります。またこうち留学フェアにおいては、本年度大阪を会場として開催しましたが、令和7年度は首都圏でも開催することとし、PRを強化してまいります。さらに本県の県立高等学校への進学を検討している県外在住の中学生、また保護者等が本県の学校を直接見ていただく機会を多く設けられるように、学校訪問の際に要します移動経費等に対し1人当たり3万円を上限として補助することとしております。

これらの取組によりまして、県立高等学校の入学者数の確保に努めてまいります。

次に、教育振興施設整備事業費交付金について御説明します。この交付金は令和6年2月議会でお認めいただきました債務負担行為予算の現年化でして、黒潮町に対する交付金です。黒潮町が建設をしております教育振興交流センターがこの年度末に完成をします。この施設は大方高等学校の生徒の居住機能を併せ持つておりまして、今後県外を含めた地域外の生徒募集のより一層の充実に寄与する施設となっております。この施設整備に関する経費の一部を支援するものです。なお、これに関連いたしまして令和7年度には梶原町及び土佐清水市が、それぞれ高校生の居住機能を併せ持つ施設ということで整備をすることとしておりまして、建設等に係る費用の一部を総合企画部所管の人口減少対策総合交付金により支援をすることとなっております。

以上が令和7年度の当初予算でして2億6,578万1,000円を計上させていただいております。前年度より1億3,800万円ほど増加しております。これは先ほど説明いたしました高校魅力化コーディネーターの配置拡充や黒潮町への施設整備事業交付金などが主な理由となっています。

次に、本年度の補正予算について御説明します。7ページを御覧ください。④議案説明書（補正予算）344ページの抜粋です。一番右の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

1 教育研究指導費につきましては、免許外指導担当教員支援事業に対しまして、支援ができる人材につきまして当初予定した人数が確保できなかったこと、また国の指定事業におきまして予定しておりました会計年度任用職員が確保できなかったことなどに伴う関連予算を減額するものです。

1 高校再編推進費につきましては、主に事務費の減額となっております。これは高校魅力化コーディネーターにつきまして予定していた5名が現在3名の配置にとどまっていること、またこの3名につきましても年度当初からの配置ができなかったことなどから、人件費、それと関連します活動費が当初予算を下回ったことなどによるものです。

当課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今回、高校魅力化ということで、大方高校も宿舍を造っていただけるということで本当にありがたく思います。その中で確認したかったのは、今回もそうなんですけ

れど高校魅力化コーディネーターを配置して、いかにその学校を盛り上げていくか、外部から来たコーディネーターの皆さんが盛り上げてくださっているんですが、そういう人たちと本課との間の意見交換なり、意見集約とか、その辺りは具体的に何かやっていることってあるんでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 高校魅力化コーディネーターにつきましては、県外から来られてということで、まず市町村の状況も分からない、そういったこともございますし、高校魅力化に向けた取組については、かなり共有しておかなければいけないこともありますから、オンラインを通じまして、頻繁に当課担当職員とやり取りをさせていただいております。また月に1回程度は実際に学校にも出向いて、様子を聞くこともしておりますし、また高校魅力化コーディネーター同士の共有の場ということも含めまして、コーディネーター研修を年間4回ほど開催させていただいているところです。

◎下村委員 自分がいろんなところからお話を聞く中において、学校の考え方とか、そこに入ってきた魅力化コーディネーターの温度差の部分で自分ではこのぐらいのことをやるべきだという考えがあっても、学校側との意見調整の中で自分の思いがなかなか発揮できないところがあったりする、あつれきの部分も伝え聞いてくるんです。その辺りを調整に入ってあげるのが本課の仕事になるんじゃないかなと思ったんで、こういう質問をしたんですが、そういうお話とかは聞こえてきてますか。

◎野田高等学校振興課長 委員のおっしゃるとおり、こういったところまでやりたいんだけどというような話も、オンラインとか直接話で聞く場面がございます。そのために今回、大方高等学校でも魅力化推進プロジェクトチームを立ち上げられております。そういった共通の場を確保していただいて、いろんな方がそこできちっと対話をする場面を通じて、すり合わせをしていきたいと思っています。そこには当課職員も入らせていただきながら県教育委員会としてのこれらの考え方も含めて、学校だけにならないように気をつけてまいりたいと思っております。

◎下村委員 せっかく熱意を持って入ってきてくれた方が、そこで気持ちが萎えてしまってトーンダウンしないように、ぜひ学校も諸事情あるんで全てをとすることはもちろん無理なんですけれど、みんなでテンションが上がっていく、盛り上がる方向で今後も魅力化については力を入れていただきたいなと思います。

◎細木委員 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業ですけれど、さっき金岡委員からもあったように小規模とか、郡部の学校の魅力を向上させる意味でもこの事業はすごく大事な事業だと思うんですけれど、構成校が室戸とか幾つかあるじゃないですか。それをブロック化してやるのか、高校の交流のイメージはどんなものを考えられているんでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 今回の事業につきましては、どちらかというと全日制と定時制

または通信制とか、そういった課程を超えてどのような学びができるのか、そういったところも含めて研究を進めることとなっております。今まで本県が取り組んでおりました遠隔教育などは、中山間地域の全ての高等学校に入っておりますので、高校同士が現在やっております課題の相互発表会でありましたり、そういったもの以外にも交流ができないとか、この3年間のうちに研究をすることになっています。そういう意味では生徒同士の交流が、システムを使ってできないかも含めまして、可能性を探っていきたいと思っております。

◎細木委員 国からも一定お金も出ているので、私はこれを見たら例えば室戸、中芸、嶺北を一つのブロック、東部ブロックにして、リアルな交流、たまにリアルでみんなが集まると化学反応とか、刺激を受けたり学びの楽しさを実感したり、若い高校生はそういう可能性があるので、遠隔授業でふだんは少人数でやっているのでもいろんな人との交流ができたらいいなと思う。国からの交流事業というのは、そういったものも使えはしないかと思うんですけど、可能性はどうでしょう。

◎野田高等学校振興課長 委員がおっしゃったようにいろんな可能性があると思います。今やっておりますのは2月に、それぞれの学校で地域課題に対して取り組んだものを十何校か集まってオンラインで発表会をする、そういった各校の取組をやることで刺激を受ける部分もありますけれども、ブロックごとも含めまして、様々な可能性があると思いますので、そういったものも研究の中に入れていけたらと思います。

◎横山委員 高校魅力化コーディネーターの配置の拡充の事業で、中山間地域等の学校5校から9校ということですが、配置できていない学校はどれぐらいあって、今後さらに広げていく必要があるんじゃないかというのが1点。もう1点はその下のマル新のアクションプランの策定に対して、魅力化コーディネーターも一緒に連携して市町村とやるってことが大変重要だと思うんですけども、アクションプランの策定状況とアクションプランに関わるためにコーディネーターが関わっていく、その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 まずコーディネーターにつきましては、現在3名の配置です。学校名でいきますと嶺北高校、梶原高校、大方高校の3校になっております。これにつきまして来年度8名です。今回作成します高等学校の振興再編計画では中山間地域の13校と指定されておりますので、順次拡充していきたいと思っております。コーディネーターは先ほど委員からお話もありましたように、いきなり配置してすぐに活躍できるわけでもございませんので、魅力ある学校づくりを進めるためには当課との密な面談でありましたり、それに対する研修、また育成も図っていく必要がございます。そういった意味で、しっかりと手順を踏みながらやっていきたいと思っておりますので、今回8名とさせていただきます。コーディネーターを活用して、コンソーシアムの運営に関わっていただきたいと思

っております。今回コンソーシアムにつきましては13校ですけれども、まだ13校全てにコンソーシアムができているわけではありません。今回、計画を策定するに当たりまして新たに指定させていただいた地域もございますので、そこについては今、立ち上げの準備会などで進めている状況もございます。そういったところにつきましては、必要性のところからしっかり基盤を整えた上で、アクションプランの策定までに進めていければと思います。アクションプランの策定につきましては、既にコンソーシアムをつくっている地域のうち3校はアクションプランができておりますので、令和7年度から進めていただく。今アクションプランを策定しているところにつきましては、できるものから進めていく、そういう形で教育委員会も伴走支援を行いながら進めていきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 関連しますけれども、高校魅力化のコーディネーターです。今3名ということなんですが、どんな分野の方がおいでいるのかということと、学校としてどういう魅力を出したいか、そことコーディネーターとのマッチングも大事なかなと思うんですけれども、その辺の考え等お聞きしたいです。

◎野田高等学校振興課長 今まで配置された3名につきましては、民間で働いてる方で高知で移住したいという希望、また国外でおられた方で日本へ帰るときに本県でやってみたいとそんなような方がおいでました。どちらかというといろんな経歴の方がおいでますので、その経歴というよりは高知県へ関わってきたい熱意といいますか、そういった方を採用させていただいたところです。その中で、やはり今まで経験をしてきた、体験してきた目線が、本県でおられる方と違う部分もあります。こういったことをやったほうがもっと子供たちは魅力を感じるんじゃないか、そういったものを当課職員とか地域の方、学校との面談の中で吸い上げて、生かせるようにしていきたいと思います。新たな視点はすごく大事なことだと思いますが、そういったものを生かせるように、コーディネーターを活用していけたらと思っております。

◎岡田（芳）委員 そこはまた学校としての方向性はあるとも思うので、そこがコーディネーターの方の得意分野とのマッチングも大事なかなと思うので、そこはどう合わせていけるか。

◎野田高等学校振興課長 初めに募集要項等では、このような取組をしますよという中山間地域のコンソーシアムの運営でありましたり、中学校と高校との接続でありましたり、全国生徒の募集に取り組んでいただくといったミッションはあらかじめ決めさせていただいております。その中で配置されますと学校とのすり合わせをかなり綿密にやらせていただいて、できることを段階でやっていく、そんな流れになっております。

◎岡田（芳）委員 学校だけじゃなく、市町村との関係も行政との関係も出てくると思うので、そこはうまく調整しながらやっていただければと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎三石委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎板橋特別支援教育課長 令和7年度当初予算案について御説明します。特別支援教育課の説明資料1ページを御覧ください。

まず、歳入です。主なものについて御説明します。

中ほどの9国庫支出金ですが、6教育費負担金の右の説明欄の義務教育費国庫負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金です。

また、下のほうにございます初等中等教育等振興事業委託金は、医療的ケア看護職員等の研修会や災害時に向けた体制整備など、学校における医療的ケア実施体制の拡充のための国の委託事業に係るものです。

3ページを御覧ください。歳出についてです。特別支援教育課の令和7年度当初予算総額は74億5,333万円で、前年度当初予算額と比較いたしますと、1億5,825万円の増額となっております。

3 特別支援教育費の主なものについて御説明します。

右の説明欄の1と2につきましては、教職員や会計年度任用職員等の人件費などです。

続きまして4ページを御覧ください。4学校運営費は、県立特別支援学校本校7校、分校7校、計14校の学校運営に要する光熱水費や委託料等です。このうち調理業務等委託料は、学校給食や給食者、社食の調理業務を専門業者に外部委託する経費です。令和7年度からの公会計化に伴いまして、食材費等に係る予算を計上しているところです。こちらが増額の主なものとなっております。

続きまして6学校指導費です。こちらは特別支援学校の重度障害のある児童、生徒の健康管理を行うため学校への指導員の派遣等などに係る経費です。

5ページをお願いします。授業料等徴収管理システム運用保守委託料につきましては、業務の効率化、教職員の業務の負担軽減、保護者の利便性の向上を図るため県立学校に導入しました徴収管理システムの運用保守に係る経費です。

続きまして7教育内容充実費です。こちらは特別支援学校における専門性の向上や教育内容の充実、地域と協働したキャリア教育の充実、医療的ケア児の学校における支援体制充実のための経費を計上しております。そのうち医療的ケア児の学校における支援体制の充実に向けた取組におきましては、日常的に医療的ケアが必要な幼児、児童、生徒が安全な環境で安心して教育が受けられるように、看護職員や教職員の専門性を高めるための研修や相談支援体制の充実を図るための経費として計上しております。また、医療的ケア児の通学支援は、医療的ケアによりスクールバスに乗車できない児童生徒に対し福祉タクシーに看護師を同乗させ通学を週1回支援するものとなっております。

9 特別支援教育推進費は、発達障害を含めた障害のある児童、生徒の指導、支援の充実や、切れ目のない支援のための体制整備を目指す事業に係る予算です。主なものとしては、特別な支援を必要とする子供たちが、小・中・高等学校における集団での学習の中で、充実した学びができるよう通常の学級における合理的配慮実践充実事業に係る経費や、高等学校におきましては、通級による指導の教育内容の充実のため担当教員の専門性向上のための取組に係る経費、また、小中学校等の通級による指導や特別支援学級を担当する教員の専門性向上を目指し実施する協議会や、学校訪問により通級指導教室や特別支援学級等をサポートするための事業に係る経費となっております。

7 ページをお開きください。1 つ目の高知若草特別支援学校子鹿園分校の調理業務委託につきましましては、隣接しております療育福祉センターにおいて一括して契約をしており、その経費として1,287万6,000円を債務負担で予算計上するものです。

2 つ目の県立特別支援学校情報機器購入費につきましましては、令和 8 年10月に更新時期を迎える授業用パソコンにつきまして、更新に係る必要経費として1,505万9,000円を債務負担で予算計上するものです。

令和 7 年度当初予算の説明は以上となります。

続きまして令和 6 年度補正予算について説明をさせていただきます。8 ページを御覧ください。

歳入に関するものとして11寄附金につきましましては、クラウドファンディングにより寄附を募るふさと母校応援事業が見込みを下回ったことにより減額するものです。

9 ページを御覧ください。歳出に関する主なものとして、スクールバス運行委託料や調理業務委託料の入札残など、予算の執行残が見込まれる事業につきまして、減額補正を行うものです。

補正予算に関する説明は以上となります。

以上で説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 10ページのポンチ絵なんですけれど、現状・課題のところでは県立特別支援学校と公立小中学校にそれぞれ看護師の数が書かれていますが、特別支援学校の20、実数35の意味はどんなイメージでしょうか。

◎板橋特別支援教育課長 20人の予算に対して実際には35人の看護師にお勤めいただいています。予算の中で1週間のうち5日勤めるところ2人に3日勤めていただくというような形で、人数が増えているような実際は35人勤めいただいているということになります。

◎細木委員 公立小中学校7ということで、その数もありますけれど、医療的ケア児の生徒数に対して看護師の数は、今、全県的に充足をされているのか、もっと募集しないといけないのか、どんな状況なんですか。

◎板橋特別支援教育課長 県立特別支援学校につきましては、前年度のうちに学校から対象となる児童生徒の障害の状態等に応じて必要な人数について聞き取りを行い、予定の人数を計上しております。それに対して、今困っている、足りないという声は上がってきておりません。市町村についても私どものところにはそういった声は上がってきておりません。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎三石委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 当課の令和7年度当初予算から説明します。生涯学習課の説明資料1ページを御覧ください。

まず、歳入について、主なもの1点について御説明します。

一番左の科目欄の一番上にあります7分担金及び負担金は、オーテピア高知図書館で行う県市に共通する業務のうち、県立図書館が主体となって実施する企画広報業務や次期図書館情報システムの構築などに係る経費に関し、県市の負担割合に基づく市の負担分である2分の1を高知市から負担金として受け入れるものです。

3行下の8使用料及び手数料から3ページの上のほうにございます計までにつきましては、後ほどの歳出の説明と内容が連動しますので省略いたします。

4ページを御覧ください。歳出につきまして主な事業を中心に説明いたします。

まず一番左の科目欄、中ほどにございます1教育総務費の下、4学校施設等整備費につきまして、5ページにございます教育委員会の令和7年度当初予算案の概要の抜粋資料により説明いたします。当課の学校施設等整備費は、青少年教育施設の修繕や整備に要する経費となっており、令和7年度は資料にあります青少年センター体育館の非構造部材等の耐震化と芸西天文学習館の改築に向けた検討などを行うこととしております。

青少年センター体育館につきましては、中ほどのスケジュールにありますように、今年度、調査・設計委託を行い、来年度、照明器具等の非構造部材等の耐震化工事を行います。

その下、芸西天文学習館につきましては、今年度、お認めいただいております学習館へのアクセスルートのバリアフリー化に向けた検討を行う概略検討委託を実施した結果、地形的な課題に加えて隣接する射撃場についての規制などの課題があることが明らかになりました。今後もアクセスルートのバリアフリー化に向けて、引き続き確認や検討が必要となったことを踏まえ、耐震面で課題がございます学習館の改築に向けて、基本構想・基本計画委託を行い、関係者の意見もお聞きしながら建物の延べ床面積や間取りといった基本構想、計画を固めていきたいと考えております。なお、アクセスルート概略検討委託の結果を待つ必要があったことから、後ほど説明します今年度、お認めいただいております

た実施設計委託については補正予算で全額を減額します。

このほか、香北青少年の家の空調改修工事等も行うこととしております。

6 ページを御覧ください。科目 1 生涯学習費です。右の説明欄に沿って説明させていただきます。

1 生涯学習推進事業費の 1 つ目、若者サポートステーション事業等実施委託料は、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者などに対して、社会的自立に向けた就学や就労支援を高知県社会福祉協議会等に委託し、サテライト 2 か所を含む県内 5 か所の若者サポートステーションを拠点として行おうとするものです。

次に、下から 2 つ目の高知みらい科学館運営費負担金は、県内全域の理科教育及び科学文化の振興を図るため、高知市が設置・運営を行う高知みらい科学館の運営などに要する経費について、県市の負担割合に基づく県の負担分である 2 分の 1 を高知市に負担金として支出するものです。

7 ページを御覧ください。上から 2 つ目、2 社会教育振興費の下 3 つ目にございます社会教育振興事業費補助金は、青年団協議会をはじめ P T A の連合組織など社会教育関係団体が行う青少年の健全育成を推進する活動や社会教育に関する研修会等の活動に対して助成を行うものです。

3 学校・家庭・地域教育支援事業費です。

下から 2 つ目にございます地域学校協働本部事業費補助金は、地域と学校が連携協働し、地域全体で未来を担う子供たちの学びや成長を支える仕組みである地域学校協働本部の運営やその活動に対して助成を行うものです。来年度も引き続き県内全ての市町村立学校において、地域学校協働本部の実施を予定しております。

その下の放課後子ども教室推進事業費補助金から次の 8 ページの 2 つ目の放課後児童クラブ施設整備事業費補助金までの 3 つの補助金は、留守家庭の子供の生活の場である放課後児童クラブと放課後において様々な体験交流活動を行う放課後子ども教室を推進するため、実施主体である市町村を支援するものです。来年度は児童クラブが 189 か所、子供教室が 141 か所となり、ほぼ全ての小学校において児童クラブや子ども教室が設置される予定となっております。

次の家庭教育支援基盤形成事業費補助金は、市町村が行う子育て講座の開催など、家庭教育支援の取組について支援するものです。来年度につきましては 19 市町村での活用が予定されております。

次に、中ほどにございます 5 青少年教育施設管理運営費です。その下の一般給与費等 4 つの項目は、県が直接運営します青少年センター及び幡多青少年の家の人件費や、管理運営費、主催事業に係る経費、また、当課所管の 4 つの指定管理施設の運営に係る委託料な

どです。なお、香北青少年の家につきましては、本年度末で現在の指定管理期間が終了するため、後ほど指定管理者の指定に関する議案について説明させていただきます。

次に、下から5つ目、6図書館管理運営費です。

まず、下から2つ目の管理等委託料です。オーテピア高知図書館に係る施設管理等の業務に関しては、地方自治法に基づく事務の委託の制度を活用しまして、県立図書館に係る事務の一部を高知市に委託しております。この管理等委託料は、光熱水費や清掃業務などといった施設の維持管理に要する経費のほか、書架整理など専門性を要しない図書館業務に要する経費などについて高知市に委託料として支出するものです。

次の図書館情報システム保守管理等委託料は、図書館情報システムやセルフ式貸出機などの機器の保守等に要する経費となります。この中には現在の図書館情報システムの保守期間が令和7年度、令和8年の2月末で終了することから、今年度の当初予算でお認めいただきました債務負担行為の現年化分として、令和7年度分の次期システムの構築等に伴う経費約2億2,800万円が含まれております。

9ページを御覧ください。上から5つ目のアンケート調査等委託料は、現在の図書館サービス計画が令和8年度までとなっており、令和9年度からの第3期計画を策定するに当たり県民の皆様などのニーズを把握する調査を実施するものです。

次に3つ下にございます運営費負担金は、県市共通業務のうち高知市民図書館が主体となって実施する窓口サービス等の業務に必要となる会計年度任用職員の人件費や消耗品費、通信運搬費などの経費について、県市の負担割合に基づく県の負担分である2分の1を高知市に負担金として支出するものです。

最後の運営費は、県立図書館の図書購入費や市町村立図書館等への支援に係る経費など、県立図書館が単独で実施する経費のほか、図書館協議会の開催、事業の企画広報業務など、県立図書館が主体となって実施する県市共通業務に係る経費です。

生涯学習課の令和7年度当初予算額は、28億4,366万1,000円で、前年度当初予算比、約8%の増となっております。増額となった主な理由は、さきに説明しました次期図書館情報システムの構築などによるものです。

以上で当初予算の説明を終わります。

続きまして令和6年度2月補正予算について説明いたします。13ページを御覧ください。歳出について説明いたします。

まず一番左にございます科目欄の中ほどにある4学校施設等整備費です。右端の説明欄に沿って主なものについて説明いたします。

1 青少年教育施設整備費の設計調査等委託料は、当初予算で説明しました芸西天文学習館改修工事の実施設計について、今年度の執行が困難となったことに伴う減額です。

次に、建築等工事請負費は、青少年体育館の非構造部材の耐震化工事における入札残な

どによる減額です。

次に、一番下にあります科目の1生涯学習費です。右側説明欄の1学校・家庭・地域教育支援事業費の放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は、1市における施設整備事業について工事前の手續に時間を要したため年度内の執行が困難となったことに伴う減額です。

続きまして15ページを御覧ください。繰越明許費になります。繰越明許費につきましては、先ほど説明しました青少年体育館の非構造部材の耐震化工事につきまして、補正予算の積算時点から年度内の工事完了が見込んでいなかったことから繰越しを計上したのですが、現時点で年度内に完了する見込みとなっております。

16ページを御覧ください。当課所管の香北青少年の家は指定管理者による施設管理を行っています。本年度末で現在の指定管理期間が終了するため、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。内容につきましては引き続きの指定管理者の指定に関する議案と併せて説明させていただきます。

17ページを御覧ください。こちらが指定管理議案となります。条例その他議案の79ページ抜粋となります。本議案は香美市にございます高知県立香北青少年の家の指定管理者として、株式会社香美かほくを指定することについて議決をお願いするものです。

19ページを御覧ください。本議案につきまして、こちらの資料で説明いたします。1施設の概要の上のほうにございますように、香北青少年の家は、香美市香北町に位置しております。表の下の利用者数にあるとおり令和5年度には年間約9,600人の県民の皆様にご利用いただいております。

次に、3にありますように社名の変更がございましたものの、これまで株式会社香北ふるさとみらいに指定管理者をお願いしてきましたが、今月末の3月31日をもって終了となります。

次に、4にありますように、現在の指定管理者には施設を一元的に管理いただき施設の設置目的である青少年の健全育成に向けた取組を効果的、効率的に行ってきていただいたと考えております。

次に、5今回の指定議案について説明いたします。2段目に書いておりますが、括弧書きで書かせていただいておりますが、当初、令和7年度からの5年間に係る指定管理者の公募を、昨年8月27日から10月25日までの60日間行いましたが応募はありませんでした。このため公募期間終了後、現在の指定管理者に御意見をお伺いし、その御意見を踏まえまして総務部と協議を行い指定管理代行料の若干の増額をした上で、昨年12月6日から12月24日までの19日間、再公募を行いました結果、株式会社香美かほく1社から応募がありました。その下にありますように、1月9日に学識経験者等4名から成ります指定管理者選

定審査委員会を開催し、指定管理者としてふさわしいかどうか、あらかじめ設けておりました基準に基づき審査をいただきました結果、株式会社香美かほくが期待される水準を満たしているとして、指定管理者の候補者として選定され、その後、県において候補者として決定したところです。なお、株式会社香美かほくから御提案いただいた5年間の指定管理代行料は、下にございますが2億2,582万2,000円となっております。本議会で議決をいただきましたら正式な指定管理者として指定し、来月4月から施設の管理運営業務を行っていただくことになります。

以上で生涯学習課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 若者の学び直しということでサポートステーションについてですけど、対象年齢を15歳から49歳までで、新規の登録の方がどれぐらいあって、現在どれぐらいの方を総数で支援されるのか。

◎原生涯学習課長 若者サポートステーションにつきましては、国の地域若者サポートステーションと県の若者サポートステーションに分かれておりまして、県でいきますと、今年の新規が119名で引継ぎが132名おりまして、合わせた数で250名ほどになっています。

◎細木委員 心配なのは49歳までをおおむね対象にしておられて、49歳過ぎて50歳から、親御さんなんかかなり高齢になって生活困窮とかいうようなことに陥るんじゃないかと思ったりもするんです。福祉的なアプローチですね。生活困窮自立支援制度とか重層的支援とかということろへとつなぎながら、49歳過ぎた後のサポートにはつないでいるんでしょうか。

◎原生涯学習課長 おおむねそのとおりになってます。また対象年齢はおおむね49歳までとしておりますので、50歳になったから直ちに支援を切るわけではなくて一定めどが立つところまで、先ほどお話がありましたような福祉関係機関等につなぐといったところで、あとはハローワークなどにつなぐといったことは取り組んでいるところです。

◎細木委員 香北青少年の家ですけど、香北ふるさと公社から香北ふるさとみらいへ名称が変更になったじゃないですか。今回新たに指定を受けた香美かほくは、名前が変わって同じようなところということではない。まるで全然別の会社なんですか。

◎原生涯学習課長 香北ふるさとみらいとは別会社となりますが、現在、香北青少年の家で実際働いておられます指導員たちが集まって立ち上げた会社となっております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

〈保健体育課〉

◎三石委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 初めに令和7年度当初予算について主要なものを中心に御説明しま

す。

保健体育課議案説明資料、2ページをお願いします。歳出予算について御説明いたします。歳入については省略させていただきます。

2 児童費、3 保健体育費です。右の説明欄を御覧ください。

1 学校給食推進費は、学校給食の運営、普及、充実と食育の推進に関するものです。

1 つ目の健康診断委託料は、県立学校の栄養教諭、学校栄養職員などの給食従事者に対する健康診断委託料です。

2 つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と職員の資質向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、約600名の学校給食関係者を対象に年1回、衛生管理食育研修会を開催するものです。

5 つ目の給食扶助費は、県立中学校の要保護及び準要保護生徒の給食費を扶助するものです。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や学校給食衛生管理指導に要する経費などです。

2 学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものです。

1 つ目の学校医等報酬は、県立学校における学校三師の報酬です。

2 つ目の健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

3 つ目の学校医等配置委託料は、学校三師の配置を医療機関に委託するものです。

3 ページを御覧ください。事務費の主なものは、養護教諭等の研修経費や健康教育の充実を図るための、がん教育や性教育の外部講師の派遣に要する経費です。

3 学校体育推進費は、子供の体力・運動能力の向上を図るため、体育授業の改善のための研修会の実施や外部講師の派遣、指導主事等の学校訪問を行うものです。また、部活動改革として、部活動の地域連携、地域移行を行うことにより、子供たちのスポーツ機会の確保や充実、教員の負担軽減を図るものです。

1 つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するもの及び大会会場の警備委託です。

2 つ目の部活動地域連携等実証事業委託料は、部活動の地域連携、地域移行に向けて運営団体の体制整備、指導者の確保などに関する実証事業を市町村教育委員会や総合型地域スポーツクラブなどに委託するものです。

2 つ飛ばしまして、5 つ目の部活動指導員配置促進事業費補助金は、県内の市町村立中学校の運動部において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に要する経費の一部を補助することにより、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るものです。

事務費の主なものは、各県立学校に運動部活動指導員を配置する経費や各種体育大会に生徒を引率するための旅費です。また、小学校水泳授業における安全管理を徹底するため

の研修会に要する経費を計上しております。令和6年7月に高知市の小学校の水泳授業中に起こった死亡事故を受け、小学校の教員を対象とした外部講師による安全管理研修会及び各学校での校内伝達講習会を実施することにより、水泳事業における事故防止、安全対策を徹底するものです。

以上、保健体育課の令和7年度当初予算は2億2,656万9,000円で、対前年度比100.9%となっております。

続きまして令和6年度補正予算について御説明します。5ページを御覧ください。歳出予算の補正について御説明します。歳出は総額で3,038万2,000円の減額補正となっております。右の説明欄を御覧ください。

1 学校給食推進費の減額につきまして、1つ目の衛生管理研修会実施委託料は事業終了に伴う執行残です。

1つ飛ばしまして、3つ目の定時制高等学校夜食費補助金、4つ目の給食扶助費は、対象となる給食の喫食数が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

事務費の主なものは、研修会終了に伴う事務費の執行残、また指導主事等の研修旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

2 学校保健推進費の減額は、健康診断において児童生徒の受診人数が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

6ページを御覧ください。事務費の主なものは、スクールヘルスリーダー派遣事業の派遣回数が当初の見込みを下回ったことによるもの、また指導主事等の研修や協議会などに係る旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

次に、3 学校体育推進費の減額につきまして、1つ目の大会運営委託料は、事業終了に伴う執行残の減額です。

2つ目の部活動地域連携等実証事業委託料は、実施を予定していた市町村が関係者との調整がつかず事業が実施できなかったことなどによる減額です。

1つ飛ばしまして、4つ目の部活動指導員配置促進事業費補助金は、市町村立学校において指導者が見つからなかったことや指導する方の勤務状況等により指導する時間が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

事務費の主なものは、県立学校において運動部活動指導員の配置に係る報酬、職員手当等、共済費が当初の見込みを下回ったことによるものです。

保健体育課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 7ページにいのちの教育プロジェクトの資料があると思うんですけど、現状の課題で、学校間格差があったり学校保健計画の年間計画をつくられているのが7割台に止まっている点では、まさに命の教育、性暴力、性被害で大変な被害を子供が今受けて

いる状況なので、年間計画の作成は早急に100%にしないといけないと思うんですけど、なぜばらつきがあるのか、なぜ100%にならないのか、要因はどんなところでしょう。

◎前田保健体育課長 ここに関しましては、保健体育の授業の中では全部やっております。ただ全体の中で性教育に特化してやっていく部分についてはまだ弱いところがありまして、学校の中でいろんな特別活動とか、全て入れたような形での年間計画みたいなものをお願いしておりますので、各学校で性教育に関する指導はやっております。ただ全体計画という中で年間通して全ての教科も含めたところがまだ弱いです。今年度の調査結果が間もなく出ますが大体90%ぐらいになる予定になっております。

◎細木委員 早期に100%になるように求めておきます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎三石委員長 次に、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎山中人権教育・児童生徒課長 まず、令和7年度当初予算について御説明いたします。人権教育・児童生徒課の説明資料1ページを御覧ください。

まず歳入について主なものに絞って説明欄で御説明いたします。

教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめとする教育相談やSNSを活用した相談支援体制の充実を図るため、国庫補助金を受け入れるためのものです。

その下(2)児童生徒支援費委託金の初等中等教育等振興事業委託金は、学校だけでは解決が難しい事案等に対しまして、学校や保護者等から直接相談を受け解決策を整理し助言するなど県教育委員会に学校問題解決支援コーディネーターを配置するため、国からの委託金を受け入れるものです。

3ページを御覧ください。歳出について説明欄で御説明します。

まず、1人権教育推進費の高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施する人権教育に関する各種研修会開催の経費等について補助するものです。

続きまして2地域改善対策進学奨励事業費です。電算処理システム保守点検等委託料は、奨学資金管理システムの保守等に係る経費です。

2つ目の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として25市町村に交付するものです。

4ページを御覧ください。1豊かな心を育む教育推進費の2つ目の相談事業委託料は、24時間電話相談を実施するための平日夜間及び休日における電話相談業務やSNSを活用

した相談業務を、それぞれ民間業者に委託するものです。

次の学校ネットパトロール委託料は、児童生徒がインターネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないか、学校非公式サイトやエックスなどの監視を民間業者に委託しまして早期発見、早期対応を図るものです。

その下2つ目の不登校対策環境整備事業費補助金は、各市町村において校内サポートルームの設置が促進されるよう支援員の人件費等の経費を補助するものです。

その下の不登校対策施設運営支援事業費補助金は、県内のフリースクールにおいて通所する児童生徒の所属校と十分な情報共有や連携協力関係を構築するなど、一定の要件を満たす施設に対しまして教材費や体験活動などに係る経費等を補助するものです。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業費補助金は、スクールソーシャルワーカーを県内全市町村学校組合に配置するため人件費等の経費を補助するものです。

その下の事務費の主なものはスクールカウンセラー等の報酬等に係るものです。

次の2心の教育センター費は、心の教育センターの管理運営や相談事業を行うカウンセラーなどに要する経費が主なものです。心の教育センターにおきましては、不登校児童生徒へのオンラインによる学習サポートや相談支援が受けられる取組を実施しておりまして、加えて来年度はオンライン上の仮想空間メタバースでの学習や交流活動を開始することとしております。

以上、令和7年度の歳出予算案は6億846万7,000円で、前年度に比べまして1,754万4,000円の減額となっております。

続いて6ページを御覧ください。令和7年度の新規事業について、資料の中ほど令和7年度の取組の右下の多様な教育機会の確保のところ、多様な教育機会の充実支援事業に絞って御説明します。新とあります、最初のメタバース等の活用によるオンラインサポートの実施と、1つ挟んで一番下の不登校対策施設運営支援事業費補助金のフリースクールへの支援につきましては、先ほど歳出で説明させていただいたものです。学びの多様化学校を設置する市町村への協力では、学びの多様化学校の設置を目指す市町に対して教育課程や環境整備の充実等が図られるよう支援を行ってまいります。

続きまして令和6年度2月補正予算について説明いたします。8ページを御覧ください。歳出について説明欄で御説明いたします。

まず、1地域改善対策進学奨励事業費ですが、国庫支出金精算返納金として、3,461万8,000円を計上しております。地域改善対策奨学資金は、国の補助を受けて対応を行っておりますもので、貸与を受けた者から返還された額等の国庫補助相当分について、国へ返還するものです。

次に、1豊かな心を育む教育推進費です。スクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、各市町村等との契約額が見込みを下回ったことによる減額です。

次に、2心の教育センター費です。事務費は、スクールカウンセラーの報酬等が見込みを下回ったことと、オンラインによる多様な教育機会の確保に係るICT支援員の報償費等が見込みを下回ったことによる減額となっております。

以上、人権教育・児童生徒課の令和6年度2月補正歳出予算案は、2,329万6,000円の増額となっております。

以上で人権教育・児童生徒課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 6ページ、不登校対策のところ、いろいろ新しい事業もされるということで期待もしているところです。教育支援センターが活用が難しいこともありますし、本会議でもあったように図書室、保健室、新しく学びの多様化学校、いろんなチャンネルがあって行きやすいところに行ってもらったらいいいと思うんです。東京の八王子市は給食センターで登校ができるようになった。食を通じてやるというようなこともあるので、あらゆる資源を使いながら不登校の子供の支援をしてほしいと思いますけれど、その点はどうでしょうか。

◎山中人権教育・児童生徒課長 おっしゃっていただいたように不登校については学校だけでなく、地域や保護者、家庭等と一緒に連携して取り組んでいただくものだと思います。その分でも、地域の人材を生かしてサポートルームの支援に当たるであったりとか、教育支援センターとの連携も学校の校内サポートルーム、フリースクール等とも、各学びの場が連携していくにも、やはり地域の力というのは大きいものだと思います。先ほど給食のこともおっしゃっておられましたけれども、当課が知っているものであれば市町村の教育支援センターが給食をやっているところもあると聞いておりますが、まだそれは市町村としっかり話し合っていないことであると思っております。

◎細木委員 八王子市は給食を作っているところへ行って、そこで御飯食べながらというようなことだったので、また研究してもらいたいと思います。それと今回、条例議案46号議案がありますけれど、そのときも言いましたけれど、介護休業制度が不登校の御家族に対しても90日取れることが厚生労働省から出されていますので、家庭の支援も必要だということであれば、教育支援センターなんかで御家庭に周知してほしいと思います。介護休業が取れるんですよ。介護離職にならないように不登校とか、ひきこもりの方の御家族の支援で、こんな制度があるということをぜひ周知してもらいたいと思います。その90日間、加配せないかんなる場合もありますけれど、新たに抜けた穴を埋めないといけない、そういうところに休業の補償みたいなのも国にあるので、それも併せて周知していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎西森（美）委員 いじめ重大事態について早期の対応が絶対大事だということで、令和4年のときには重大事態として把握する以前に、いじめとして認識をしていなかったとい

うのは、全国の平均では38.7%だったのが高知は68.4%で随分高かったと思うんです。令和9年度を目指して、ゼロにまでしていこうということで、進捗管理をしてくださっていると思うんですけれど、今の状況を教えていただけますか。

◎山中人権教育・児童生徒課長 令和5年度の重大事態の発生件数は8件で、令和4年度の結果からは減っておりまして、その中でいじめが認知されておらず、重大事態になって初めていじめと認識したものは8件の中にはありません。

◎西森（美）委員 それだけ初動体制が大事だということで、学校現場でも取り組んでくださっていることだと思います。とても大事だなと思ったのが、SOSの出し方に関する教育推進ということで昨年は、県立中高6校で、令和7年度は9校指定校に定めて取組をされると。SOSの出し方が、早期の発見もそうですけれど、こんな事例もあって、いじめられてるわけではないけれど、いじめている子といじめられている子を見たときに自分が何もできなかったことが、すごく心の傷になっている。逆に自分がいじめられたと同じぐらいの心の傷を負っている状況があるので、加害者、被害者という言い方が適切かどうか分かりませんが、周りで黙って傍観しているのが好きでやっているわけではなくて、どう関わっていいかが分からなかったり、大人の社会でもそうだと思うんです。されている側が思っていること、周りが感じていること、当事者が思っていることは随分乖離があって、何かそういう場面にあったときに話題を切り替えるスイッチャーの役目をするとか、簡単な方法でもその子を救うことができるんだって。周りが当事者意識を持っているかどうか、閉鎖された組織にはありがちだと思うんですけれど、やはりそういうところでSOSの出し方と、周りにおる子供たち、生徒たちが何かこうアクションを起こせるもの、みんなが何か傷つくようなことがないようにしていくことがとても大事だと思っています。思いを持っているので前置きが長くなりました。去年の指定校の状況を踏まえて、多分今年さらにブラッシュアップされると思うので、その内容を教えていただけませんか。

◎山中人権教育・児童生徒課長 昨年度6校でモデル的にやらせていただいた中で、子供の中からも言っているんだと、自分が傍観者の立場にある生徒も話しているんだという気持ちになったであったり、実際に、指定校でもいじめがあった場合に、傍観していた子供が本人から相談され言わんとってって言われたけれども言いますという形で、いじめの事案が分かったという声も聞いております。一定指定校の中で援助危機を求めるそのモデル的な授業というのは効果があるものと捉えておりまして、今回新たに3校、県立高校で増やして実践していこうと思っています。

◎西森（美）委員 課長は学校現場で、そういういじめの重大事態をずっと捉えてこられて、今の子供たちはそうやって教育を受けて人権感覚を磨いてきていると思うんです。その子供たちが社会に出たときに、いろんな場面を見て失望することもあるでしょうし、就学前の教育と学校教育と社会教育と広いわけですので、その部分も今の子供たちの感覚と

大人の感覚の乖離を埋めること。若い女性がここでおりたいって思うのも、人権感覚の醸成があってこそだと思うので、強く今後の対策を求めておきたいと思います。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** 訂正があります。いじめの重大事態の8件のうち認知していなかった学校が1件ありました。

◎**岡田（芳）委員** 6ページですけれども、新規で生徒の意見を生かした校則等の見直しという事業があって注目をしたんですけれども、具体的にはどういう形で進めていかれるんですか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** これにつきましては先ほどの西森委員の言っていたいたSOSを出すこともそうですし、子供の力を借りないこういった学校の問題、身近な問題であったり、いじめの問題であったりというのは解決できないものだと考えています。ここで校則等の見直しとありますけれども、今、校則を全ての県立高校でホームページに挙げておりますけれども、まだまだ子供たちの意見を受け入れたものにはなっていないのが実際でございます。夏に4会場に分かれまして、生徒代表と引率の教員とを集めまして、まず、校則の見直しについて、この1学期間でやった取組を発表していただくことと、もう一つは県のいじめの基本方針を改定させていただきましたので、それに基づいて学校が子供たちの声を生かして学校の基本方針を見直してくださいとお話をしています。ですので、夏にいじめの学校の基本方針をどのように見直したかということも持ち寄って、子供たちと教員と一緒にいじめを自分事として考えていく場にして、それを持ち帰って各学校で生かしていただく取組をしたいと思っています。

◎**岡田（芳）委員** 生徒たちが主体になって、お互いのこととか学校のことを考えて改善が進んでいけばと思います。

相談体制で24時間体制ということだったんですけれども、実際、何件ぐらい相談が寄せられているのか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** 24時間電話相談のことでしょうか。令和6年度の12月末段階の集計が451件ございました。これは令和5年度が年間通じて595件ですので、大体これぐらいの数に毎年500から600の間で推移しています。やはり今、保護者からの相談が多くなっております。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎三石委員長 それでは以後の日程については、明日の午前10時から行います。本日の委員会はこれで終了いたします。

(16時45分閉会)